

諮問庁：国立研究開発法人産業技術総合研究所

諮問日：平成27年8月17日（平成27年（独個）諮問第37号）

答申日：平成30年4月25日（平成30年度（独個）答申第6号）

事件名：本人が行った内部通報に対する調査の過程・議論等が分かる議事録等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、請求1及び請求3に係る部分につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否し、請求2に係る部分につき、別紙の2に掲げる文書1ないし文書11に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定について、諮問庁が本件請求保有個人情報全部につき本件対象保有個人情報を特定し、異議申立人が開示すべきとする部分の一部をなお不開示とすべきとしていることについては、別紙の4に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成27年3月30日付け26産総研（情公）34により独立行政法人産業技術総合研究所（以下、名称変更後の国立研究開発法人産業技術総合研究所と併せて「研究所」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）異議申立書

情報開示請求の趣旨は、研究所の組織的な不正行為に対する内部通報に対して、上司が行った不正隠ぺいと私への執拗なパワハラ、そして私に問題あり非難され退職を余儀なくされたことに対し、私が名誉を回復するための情報の開示を求めたものである。

平成22年8月の第1回内部通報において、コンプライアンス推進本部は私に証拠の提示を求めることなく、私の上司を調査に当たらせて上で不正なしとの結論を出した。平成24年8月の第2回内部通報では、提出した証拠を精査せず16か月放置した上で不正もパワハラもなしと

結論付けた。しかし、平成26年2月に特定国会議員が経済産業省に調査を指示した結果、研究所は同年5月に上司の懲戒処分と不正に関わる委託事業費の国庫返納、同年10月には本件の不適切事例の再発防止を目的に関連規定の大幅な改定と大規模な研修を行った。しかし、平成27年2月、新たに見つかった業者との裏取引の証拠書類とともに私が行った通報に対し、コンプライアンス推進本部はこれまでと同様に無視を続け、再三の問合せにもかかわらず受理・不受理の通知すら行わず、組織体質が改まった気配は全く見られない。さらに、コンプライアンス推進本部が私に対して一度だけ行った平成26年5月の面談では、当事者に記憶がない、勘違い、間違い、冗談で言った、などと何ら根拠を示すことなく不正を一方向的に否定した。私への不適切発言により上司が懲戒処分となった件については、パワハラはなく人事上のことなので説明する義務はないと説明を拒否。さらに不正の有無に関する証拠の提示を求めると、見たければ情報開示請求をするように、それでも見せられないものは見せられないと開き直った。そこで本件以前にも複数回の情報開示請求を行ったところ、開示された一部の情報から、コンプライアンス推進本部が隠していた不都合な事実が次々と見つかっている。

しかるに本件の不開示も、まず不都合な事実の隠匿ありきで、「個人に関する情報を開示することになるため拒否」とは後付けの理由と断ぜざるを得ない。何より、開示された部分がコンプライアンス推進本部に“私が提出した”不正の指摘事項とパワハラの録音を文書化したもの以外は、ほぼ全て黒塗りの異様な開示文書であることがそれを物語っている。不正の調査結果までもが個人情報にあたり、全てを塗りつぶす必要があるとは到底考えられず、個人情報が含まれていたとしてもその一部を不開示とすべきである。個人情報が含まれていないものに対しても、「当該情報は、本件開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある。」などと到底承服できない理由で不開示とされている。

そこで、原処分で不開示若しくは存否応答拒否された下記のものについて開示を求める。

#### ア 原処分の請求1及び請求3の存否応答拒否について

「第三者である三氏の個人に関する情報（法14条2号）を開示することとなる」ことを不開示理由としているが、私が不正であると指摘した職員の“業務上の行為”に関する説明の開示を求めているものであり、個人情報には当たらない。

したがって、全ての文書の開示若しくは研究所職員でない人物の個人名を伏せた文書の開示を求める。

イ 個人に関わる情報として多くの部分が不開示とされているが、職員の業務上の行為に対する情報、私の不正の指摘に対してどのような調査が行われたのかについての情報の開示を求めているものであり、その内容は個人情報に当たるものではない。

不正の調査結果を全て不開示としているが、これは個人情報ではないことはもちろんのこと、そもそも懲戒審査委員会のために調査が行われたのではないため、「懲戒審査委員会に係る情報であって、開示することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある」が妥当な理由でないことは明らかである。

「懲戒審査委員会に係る情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」として不開示としている部分についても、国会議員が再々調査を監督官庁である経済産業省に指示するほど大きな不正疑惑の調査に関わる懲戒審査委員会での議論であり、公的研究機関の不正が大きな社会問題となる中、通報者の私だけでなく国民に対してもきちんとした説明を果たす義務がある。逆に意思決定の中立性を確保する上でも、開示できないような不透明な議論をすべきではない。

「当該情報は本件開示請求の対象外」として不開示としている部分についても、私がどのような議論と判断がなされたのか説明を求めている不正調査に関わる懲戒審査委員会の資料であり、対象外であるとは考えにくい。

したがって下記の部分を“除く”全ての文書の開示若しくは研究所職員でない人物の個人名を伏せた文書の開示を求める。

(ア) 文書 1

- ① 1 枚目表側（表紙） 5 行目 6 文字目から 7 文字目まで、 6 行目 1 文字目から 2 文字目まで、 7 行目 1 文字目から 2 文字目まで
- ② 8 枚目表側（1 頁） 2 8 行目末尾から 2 9 行目 1 文字目まで
- ③ 8 枚目裏側（2 頁） 2 行目 4 文字目から 5 行目末尾まで、 6 行目 5 文字目から 2 2 文字目まで、 8 行目 2 4 文字目から 9 行目 1 9 文字目まで、 1 0 行目 4 文字目から 1 4 行目末尾の文字まで
- ④ 2 7 枚目
- ⑤ 2 8 枚目

(イ) 文書 2

1 枚目表側 4 行目 5 文字目から 6 文字目まで、 4 行目 1 5 文字目から 1 6 文字目まで、 4 行目 2 0 文字目から 2 1 文字目まで、 5 行目 2 4 文字目から 2 8 文字目まで、 3 0 文字目から末尾まで

(ウ) 文書 3

1 枚目（表紙） 6 行目 6 文字目から 7 文字目まで， 7 行目 1 文字目から 2 文字目まで， 8 行目 1 文字目から 2 文字目まで

（エ）文書 4

1 頁 4 行目 5 文字目から 6 文字目まで， 4 行目 15 文字目から 16 文字目まで， 4 行目 20 文字目から 21 文字目まで， 5 行目 24 文字目から 28 文字目まで， 30 文字目から末尾まで

（オ）文書 5

① 1 枚目（表紙） 6 行目 6 文字目から 7 文字目まで， 7 行目 1 文字目から 2 文字目まで， 8 行目 1 文字目から 2 文字目

② 8 枚目

（カ）文書 6

1 枚目表側 4 行目 5 文字目から 6 文字目まで， 4 行目 15 文字目から 16 文字目まで， 4 行目 20 文字目から 21 文字目まで， 5 行目 24 文字目から 28 文字目まで， 30 文字目から末尾まで

（キ）文書 7

1 枚目（表紙） 6 行目 6 文字目から 7 文字目まで， 7 行目 1 文字目から 2 文字目まで， 8 行目 1 文字目から 2 文字目まで

（ク）文書 8

1 枚目表側 4 行目 9 文字目から 10 文字目まで， 4 行目 19 文字目から 20 文字目まで， 4 行目 24 文字目から 25 文字目まで， 5 行目 24 文字目から 28 文字目まで， 30 文字目から末尾まで， 6 行目 1 文字目から末尾まで

（ケ）文書 10

① 1 枚目から 11 枚目まで

② 13 枚目表側（1 頁） 28 行目末尾から 29 行目 1 文字目まで

（2）意見書 1（理由説明書に対する意見）

異議申立人が平成 27 年 4 月 30 日付けで行った異議申立てに対し，研究所は同年 8 月 17 日に審査会への諮問を行うまでの間 3 か月半で，異議申立てへの反論として 13 ページの理由説明書及び 64 ページの別紙（資料省略）を作成している。一方，情報の公開に関する法令の知識を有さない異議申立人に与えられた意見書作成の猶予は一か月に満たない。そこで，研究所の理由説明書の法的根拠に対する反論は行わず，まず保有個人情報開示請求及びこの異議申立てを行うに至った，内部通報に対する研究所コンプライアンス部門（以下「コンプライアンス部門」という）の対応の事実経過と，その不備などの背景について簡単に説明する。その後で，研究所の別紙の「異議申立人の主張に対する反論」が，上記背景に鑑み情報開示を不当に制限していると判断すべき理由を述べる。研究所が主張する法的根拠の解釈とその正当性については，情報公

開・個人情報保護審査会の判断に委ねるものとする。

#### ア 内部通報に関するこれまでの事実経過の概要

異議申立人は、平成19～24年に所属した研究所特定部署の経済産業省や文部科学省の委託事業における組織的な巨額の不正行為について平成22年8月に第1回内部通報を行ったところ、コンプライアンス部門は異議申立人（通報者）の上司特定職員Aを調査に当たらせ（異議申立人はその事実を平成23年10月まで知らなかった。）、不正はなかったとの報告書をまとめた。また、特定職員Aは異議申立人に裏取引など証拠がなければ何の問題もない、組織の和、結束を乱したと異議申立人は処分の対象だと非難し、その後様々なパワハラ行為を行った。

平成24年4月に特定職員Aの組織から離れたことで同年8月、特定職員Aとの会話の録音、不正行為に関する発言を含む特定部署のミーティングの数十時間の録音、数百ページに及ぶ様々な物的証拠と共に第2回内部通報を行った。しかしコンプライアンス部門は、なすべき調査を行わず（コンプライアンス部門自ら平成26年4月4日付けの内部調査報告書（以下「内部報告書」という。）にそう記している。）、1年4か月放置した上、不正は確認できなかったとするメールを平成25年11月に異議申立人（既に研究所を退職）に送った。異議申立人がその内容の誤りを（研究所は内部報告書で一部の誤りを認めている。）指摘し、回答及び面談を繰り返し求めてもコンプライアンス部門はそれに一切応じることはなかった。

しかし、異議申立人から相談を受けた特定国会議員が平成26年2月に経済産業省に再調査を指示したことで研究所は慌てて調査を再開し、様々な不正行為（研究所はこれを「不適切事例」と呼んでいる。）が明らかとなり、同年5月に特定職員Aを戒告の懲戒処分とし特定部署部門長を解任、委託事業費の一部を国庫返納し、更に同年10月には不適切事例再発防止のため、調達及び受託研究に関する規則の大幅な改定を行い、また、それに先立ち一か月にわたる説明会を開催した。

同年5月にコンプライアンス部門は異議申立人のもとを訪れた。異議申立人は特定職員Aの懲戒処分等の情報を他から得ていたため説明を求めると、人事上の事なので説明する義務はないと開き直り、事業費の国庫返納（詳細は後の異議申立人の情報開示請求で判明）については、正しく使われたことがどうにも説明できないから返納しただけで、だからといって不正があったことにはならないと無理な説明を行った。さらに、その事業には異議申立人の名前が勝手に実施者として使われていたため、事業報告書の提示を求めるに至っ

ては、見たければ情報開示請求をするように、それでも見せられないものは見せられないなど、不正を解明しようとする姿勢とは逆に情報を隠すことに終始した。

さらに、平成27年2月に異議申立人は新たな証拠とともに第3回目の内部通報を行い、調査中であるとされるが、コンプライアンス部門は異議申立人とのコンタクトをことごとく避けている。特定国会議員の要請による調査以外にも、平成21年春には本不正に関して経済産業省は自ら、異議申立人に協力を求め研究所への監査を行っている。それらを合わせると6年半にわたり5度も同じ事案に対して不正調査が行われており、その度に（現在調査中の第3回内部通報を除き）「非違行為は認められない」（つまり見つからなかった、分からなかった）とする結論を出すという異常な状態が続いている。なお、平成26年の特定国会議員の要請による調査においては「不適切事例」が多数見つかっている。このような経過を通じ、コンプライアンス部門の不正隠ぺいと見られる事例を挙げればきりが無いが、本異議申立てに関し、その具体例のごく一部を以下に記す。

#### イ 本異議申立てに関連する個別事例

（①ないし⑨の具体例は、本答申では省略）

上記のごく一部の問題点からも、コンプライアンス部門は、不正はない、分からない、勘違いと都合のよい主張を何らの根拠なしに展開し、事実を曲解し、また不都合な情報を隠ぺいすることに終始していることが分かる。その一方、異議申立人が提出した膨大な録音や証拠書類に対しては、客観的事実との矛盾点があるといった反論はできないため、無視をしている。異議申立人が第三者機関による調査を要求しても、コンプライアンス部門は（研究所の顧問）弁護士という第三者を入れているので必要ないとはねのけた。

しかし、特定国会議員の調査要請後に、特定職員Aの懲戒処分、事業費国庫返納、委託事業における調達と研究に関する規則の大改正などが行われたことから、異議申立人の内部通報は正当なものであり、研究所の調査報告書にあるような「研究者間の軋轢」や「職員間のコミュニケーション等の問題」による言いがかりでないことは明らかである。

このような状況にありながらも、一連の内部通報に関して、異議申立人は和と結束を乱す問題行動を起こしたと特定職員Aや特定部署から組織的なハラスメントを受け、退職を余儀なくされたことに対する謝罪はなく、異議申立人に非があるとした特定職員Aの言動の撤回も行われていない。そればかりでなく、研究所は、異議申立人

の名譽の回復に重要となる（異議申立人の主張と証拠をことごとく否定・無視し、不正の当事者の主張を根拠なしに一方的に取り上げるに至った。）調査に関する情報開示請求に対し、異議申立人がコンプライアンス部門に提供した情報以外をほぼ全て墨塗りするという対応を行い、法律を盾に開示を拒んでいる。

ウ 研究所の異議申立ての反論に対する意見

上記の背景の下、研究所が本件の異議申立てに反論している64ページの別紙に対して意見を述べる。なお、反論の内容は同様の主張が繰り返されているので、それらについてはまとめて記している。下記で示したページ数は、その反論が最初に出てきた別紙のページであり、このページの反論に限定したのではなく、他の同じ反論についても同様の意見である。

(ア) 別紙P1他（以下、「別紙」と「他」は省略する。）「懲戒審査委員会の調査内容や審議途中の内容等が開示されると、非違行為などに対する調査の手順等が明らかとなり、今後、懲戒審査委員会が行う調査等の事務の適切な遂行に支障を及ぼす恐れがある」について

上記イの個別事例、例えば④、⑧などからも分かるように、研究所は非公開をいいことに、まともな調査を行わず、都合の悪いものは隠ぺいや無視を続けており、「非違行為に対する調査の手順」どころの話ではない。また、全て非公開とすれば、どのような恣意的な調査を行おうが構わないという体質が生まれ、逆に「調査等の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある」。今回の事案に関しては様々な状況から調査の正当性に大きな疑念が生じているわけであり、研究所の反論は非公開とする根拠に乏しい。本来は異議申立人、首謀者及び関係者の証言、証拠書類がどう扱われて不正なしとの報告に至ったのかを開示すべきであるが、研究所が存在を確認したとするものは現在のところ懲戒審査委員会の資料だけである。したがって、その委員会で内部報告書をベースに異議申立人を含む証言や証拠がどう取り上げられ、パワハラも不正隠ぺいもないと判断され、コンプライアンス部門は説明も謝罪もしないこととしたのか、その理由を異議申立人は知る権利があると考えます。

(イ) P2「特定の個人を識別する所属、職名、姓名等の記述はないため、特定の個人を識別することはできないものの、その記述された発言等の内容から、それが誰であるかは研究所内の研究部門の関係者等一定の範囲の者に認識され、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある」について

異議申立人が提出した証拠資料や録音に対する具体的かつ合理的

な反証を挙げることなく、記憶がない、勘違い、冗談、などといった理由で不正はないとする研究所に都合の良い証言や解釈を採用している。これは上記イ①、⑤、⑥、⑦の事例からも明らかである。各者がどのような証言を行いそれによって異議申立人の明確な証拠がどう否定されるに至ったのかについてコンプライアンス部門は全く答えず、そのため異議申立人の主張を誤とし名誉の回復が行われていないことから、異議申立人は本件の開示を要求する権利を有すると考える。また、内部通報の調査に関する発言内容が開示されると、なぜ、他人の権利利益を害するおそれがあるのか、研究所の主張には根拠が示されていない。

- (ウ) P 2 「懲戒処分を行うに当たっては、当該非違行為の事実確認が重要であり、関係者が事案の調査に協力した事実やその内容が異議申立人に明らかになれば、任意に調査に協力した関係者が、質問や追及を受けるなどのおそれがあるほか、そのことにより関係者が事実をありのまま述べることや、証拠資料等を提供することを躊躇する等、今後、このような非違行為事案があったときに、非違行為の正確な把握が困難になり、当該情報を開示すると、研究所の人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり」について

上記イ⑦から、異議申立人がコンプライアンス部門に事情を知る人物として伝え、その後異議申立人が確認をした範囲ではまともな聴取を行っていないことが判明している。「事実をありのまま述べること」を躊躇させているのはコンプライアンス部門のほうである。また、「証拠資料等を提供することを躊躇」とも主張しているが、上記イ④からもわかるように、不正の証拠を提供する申入れをコンプライアンス部門は拒絶しており、研究所の主張は都合の良い方便であることが明確かつ実際の対応とかけ離れたものであり、非開示とする根拠となりえない。

- (エ) P 5 「懲戒審査委員会事務局が調査を行い懲戒審査委員会で審議されたものであり、その内容が異議申立人に明らかになれば、当該情報に記載された者や懲戒審査委員会事務局や委員が質問や追及を受ける等のおそれがあることから、当該情報を開示すると、人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり」について

懲戒審査委員会委員の氏名の開示は求めている。異議申立人は内部通報にまつわる非難により多大な非難及び不利益を受けており、自身の名誉回復のため、異議申立人に非はなくその主張が正しかったことを示すため、研究所がどのような調査、審議を行い、不正や



パワハラなしとの結論に至ったのかについて開示を求めているものである。この意見書には書ききれないほど多くの問題や疑問を含み、国会議員までもが疑惑解明の調査を要請した事案なのであるから、懲戒審査委員会はなおのこと開示しても非難を浴びないような公正かつ合理的な審議に努めるべきである。それでありながら、「その内容が異議申立人に明らかになれば、・・・質問や追及を受ける等のおそれがある」などというのは、開示できないやましいことをしていると自ら認めているようなものであり、非開示とする根拠とはなりえない。

(オ) P 6 「該当情報は、開示請求者にかかわる保有個人情報ではないと判断し、開示対象外としました。」について

内容が不明であるが、委員会審議の流れの中で、異議申立人の通報と処分に対する議論を行い、結論を得るのに用いられた情報と考えられる。異議申立人の主張に対してどのような議論が行われ、どう結論付けられたのか、その審議の過程に関して開示を求めているので、本情報も開示を求めるものである。

(カ) P 9 「当該情報は、異議申立人がコンプライアンス推進本部に内部通報した事案について調査を実施した内容をまとめた報告書の公表、開示に関して記述されており、開示することにより、本件事案の公表等の取扱いに関する情報が明らかになり、研究所の内部通報制度の情報管理等の事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」について

上記イ③、⑨の例のように、情報開示請求で入手した内部報告書には、「通報者との会話における一連の発言は、ハラスメントないしは不正の容認又は隠ぺいと通報者に受け止められ、また、一般的にもそのように認識される」といった文章等、研究所にとって不都合なことが記載されていた。しかし、それらは異議申立人にメールされた平成26年5月21日付けの報告書からは削除されている。その上で、不正隠ぺいもパワハラもないと結論付け、異議申立人への説明と謝罪を拒んでいる。したがって、もとの内部報告書から何故不都合な記述が削除されたのか、それに関わると見られる「内部通報した事案について調査を実施した内容をまとめた報告書の公表、開示に関して記述」されている部分は、異議申立人が知る権利を有するものである。また、不都合な事実の隠ぺいとも考えられる数々の文章や情報を異議申立人へ向けた調査報告書から削除した行為が、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」事務に当たるとは考えられず、研究所の主張は根拠に欠けるものである。

(キ) P 11 「実験装置の購入契約及び使用実績の調査状況に関して記

述されており、開示することにより、内部通報に対する調査の手順や判断等が明らかになり、それにより、今後、内部通報に基づく調査を実施して非違行為を特定するなどの事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」について

上記イ②，③の事例からもわかるように、実験装置を利用して研究を行った形跡やデータが全くなく、事業報告書にも記載がなく、国庫返納を行っていないながら不正はなく、実験は行われたと考えられ、入退出記録から実験したと推測されるなどと主張し、その一方で、異議申立人が提出した証拠資料に基づく異議申立人の主張は事実誤認であるとしている。また同装置の購入契約についても、上記イ①，④にあるような不正が行われたことを示す複数の証拠を提出し、かつ不正を裏付ける営業担当や調達仕様書作成者の証言を得ており、かつ不正を行ったという首謀者の発言の録音まで提出している。これら異議申立人の主張や証拠を否定し、その根拠を示さないことから、「実験装置の購入契約及び使用実績の調査状況」は異議申立人の主張が正しいことを裏付けるのに極めて重要な情報である。情報の隠ぺいにより非違行為は確認できなかったと主張するコンプライアンス部門は、「調査を実施して非違行為を特定するなどの事務」を適正に遂行しておらず、したがって研究所の主張は根拠に欠けるものである。

(ク) P 1 3 「調達仕様書及び一者入札の調査の結果に関して記述されており、その内容が異議申立人に明らかになれば非違行為等に対する調査の手順等が明らかとなるほか、入札業者等への質問を行うおそれがあり、それにより非違行為等の調査や調達業務の事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」について

上記イ③，④で述べた特定会社Bの装置の調達について、コンプライアンス部門は特別な仕様が研究上どうしても必要だった結果、それを満たしたのがたまたま特定会社B一者であったと説明を繰り返しているが、その使用の必要性について具体的な説明ができず、使用実績も全くない。また、異議申立人は、一者入札となるよう特定会社Bの装置に合わせた仕様書を書いており落札価格も事前に決めているとの証言を担当営業や仕様書作成者から入札前に得ており、その通り入札・落札が行われている。さらに、落札価格と同じ金額が示された入札前の資料もコンプライアンス部門に提出している。しかしながら、特定会社Bの装置に合わせた調達仕様書を作って事前に取り決めた価格で落札させたとする異議申立人の主張は事実無

根であるとされた。その根拠は一切明らかにされておらず、本件に関して特定部署の信頼を損なったと非難され異議申立人は、その情報によって名誉の回復が得られる可能性があり、それを知る正当な権利を有する。

また、入札業者が異議申立人へ宛てた正式な報告書から、入札業者は特定会社Bの指示に従った金額で入札を行い、それに関してコンプライアンス部門からはこれまで一度も聴取が行われていないことも判明している。これは入札業者の事業活動に関しコンプライアンス違反の疑念があることから、異議申立人がその業者の株主として調査を依頼したものである。「入札業者等への質問を行うおそれがあり」は、既に株主質問及び報告書を受け取っていることから、非開示とする理由に当たらない。

(ケ) P 1 5 「内部通報に基づいて調査した対象者の姓、職名、発言内容に関する情報が記載されており、当該情報は開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり」について

不正行為を止めようとした異議申立人の行為を非難した不正の首謀者等の特定職員B、特定職員Cとその隠ぺいを強要した特定職員A以外の氏名についても、異議申立人の主張に対しどう反論したのか、何故不正はなく（不適切事例は多数あったが）異議申立人の主張は事実誤認という結論に至ったのか、また異議申立人が提出した証拠書類に照らしてそれが正当な結論なのか、を判断する上で重要な情報であり、異議申立人は知る権利を有する。その他の特定部署所属の職員も不正に加担し、異議申立人を非難する者がいたため、これと同様に考えるべきである。

(コ) P 1 7 「施設の設計・施工及び設計委託先の調査の結果に関して記述されており、開示することにより、内部通報に対する調査の手順や判断等が明らかになり、それにより、今後、内部通報に基づく調査を実施して非違行為を特定するなどの事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」について

事例として挙げていないが、設計や施工を行った特定会社Dの担当者から、不正の首謀者からの無理な要求と果たされなかった裏約束による被害による訴えを異議申立人は受けており、それに関しても内部通報に含めているが、非違行為は認められない（＝見つからない、分からない）との報告があるだけである。また異議申立人は、第三者より、設計図に調達前の特定会社Bの装置が記載されていたとの情報も得ている。どのように調査・判断を行い、異議申立人の

主張が否定されたのかについての説明がコンプライアンス部門から  
ない以上、この情報を知ることは異議申立人の権利である。

- (サ) P 1 7 「リース、レンタル物品の取扱いに関する調査の結果が記  
述されており、特定の個人を識別する氏名等の記述はないため特定  
の個人を識別することはできないものの、その記述された所属名、  
職名や発言等の内容から、それが誰であるかは研究所内の研究部門  
の関係者等一定の範囲の者に認識され、開示請求者以外の個人の権  
利利益を害するおそれがある」について

上記イ⑥の事例のように、事務机を「帯電防止デスク」と見せか  
けるための偽装写真を撮りながら、コンプライアンス部門は次のよ  
うに不正を否定した。「異議申立人も使っていた実験用のデスクで  
ある」、「研究者の机と椅子が不足したので、リースしたオフィス  
デスクである」、「リースした机は研究者が業務に使用していたの  
で別の机を撮影した」、「実験用デスクのイメージを取るために異  
議申立人の装置を使った」、「偽装写真の撮影に手を貸した異議申  
立人は共犯だという発言は冗談だ」このように説明が二転三転し、  
しかもその機のリース代の合計が5 2 7万円と事務机では考えられ  
ない金額となっている。また、他の装置のレンタルに関しても、入  
札前の予定金額と同額で業者が落札している証拠書類を異議申立人  
は提出している。これらに対して、コンプライアンス部門は調達仕  
様・調達請求書類の提示を拒んでおり、何ら根拠を示すことなく非  
違行為は認められないと、異議申立人の主張を否定している。異議  
申立人が別事業で開発した装置を偽装写真の撮影に使用して異議申  
立人を共犯者と脅すような（その直後に偽装写真のデータをコピー  
しコンプライアンス部門にも送付済み）行為こそ、異議申立人の権  
利利益を害しており、異議申立人の偽装への加担の疑念を晴らすた  
めにも本事例がどのように調査され、結論が導かれたのかを知る権  
利を異議申立人は有している。また、入札価格の漏えい疑惑につ  
いても、異議申立人の主張や証拠が受け入れられていない以上、異議  
申立人はその調査結果の妥当性を知る権利を有していると考えら  
れる。

- (シ) P 1 9 「調査結果を踏まえた今後の措置に関する検討事項が記述  
されており、これらの審議の内容に係る情報が明らかになると、異  
議申立人や第三者による誤解や、当該業務を担当する職員等に混乱  
を生じさせるおそれがあるとともに、内部通報に対する調査チーム  
の検討内容に対する疑念が生じたり批判等が行われる等、今後、内  
部通報があった時の調査の実施等の事務又は事業の性質上、当該事  
務又は事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある」について

異議申立人の内部通報及びその不適切な対応に基づき、特定国会

議員の再々調査を要請したことで、パワハラも不正隠ぺいもないとしながらも、特定職員Aを懲戒処分とし、また不正（研究所による）の不適切事例）の再発防止を目的に、受託事業の調達及び研究に関する規則の大幅な改正を行っている。しかしながら、研究所は異議申立人に対して、処分理由も規則の改正についても一切説明を行っていない。異議申立人の内部通報に対してどのような検討が行われ、上記の措置が採られたのかを研究所は異議申立人に説明する義務があり、それを行わずに情報をひた隠しにするからこそ、「内部通報に対する調査チームの検討内容に対する疑念が生じたり批判等が行われる」のであって、正しい調査と判断を行ったと主張するのであれば、それを開示してこそ疑念が解消されるはずであり、研究所の主張は極めて非論理的であると言わざるを得ない。

- (ス) P 2 1 「当該情報は、懲戒審査委員会の審議に際して使用された審議途中の資料であることから、異議申立人が知ることができ、知ることが予定されている情報ではありません。」について

異議申立人は不正を止めようと内部通報を行ったことで、組織の和を乱し、組織は信頼を失ったと非難され、研究所から謝罪も名誉回復もなされていないため、懲戒審査委員会でどのような議論・判断がなされたのかを記した資料の情報開示請求を行ったものである。したがって、委員会で使用された資料は、それらの審議の中立・公正性を知る上で重要なものであり強く開示を求める。異議申立人が情報開示請求で取得した平成26年4月4日付けの内部報告書は懲戒審査委員会の審議で使用された資料であり、そこに書かれていた研究所にとって不都合な様々な事実が平成26年5月21日付けの異議申立人へ向けた報告書では削除されていた。このことを鑑み、「異議申立人が知ることができ、知ることが予定されている情報ではありません」とは「異議申立人に知られては困る情報」と解釈せざるを得ない。

- (セ) P 2 4 「懲戒審査委員会における非違行為の認定及び処分を検討するに当たって考慮すべき事項の審議の内容に関する情報が記述されており、当該情報が異議申立人に明らかになれば、記述されている懲戒審査委員会での審議内容や判断が誤りであるなどとして、委員や事務局への質問や追及を受けるおそれがあり、今後このような非違行為事案があったときに、研究所の懲戒審査委員会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり」について

「非違行為の認定及び処分を検討するに当たって・・・当該情報が異議申立人に明らかになれば、記述されている懲戒審査委員会で

の審議内容や判断が誤りであるなどとして、委員や事務局への質問や追及を受けるおそれがあり」とあるが、追及されるおそれがあるとは、その判断の妥当性が説明できないと研究所自身が非を認めているようなものである。また、委員個人の氏名の開示は求めておらず、事務局は追及されるべき立場でもなく、質問を受けるのは非違行為の認定及びそれに対する処分を検討した懲戒審査委員会、またそれ以前に非違行為の認定を行うための調査結果をまとめたコンプライアンス部門である。そのコンプライアンス部門は、異議申立人の膨大な証拠や主張に反証を挙げることなく、首謀者らの言い分を一方向的に支持する結論を出し、何故そのような結論が導かれたのかを異議申立人に何ら説明していない。そして、懲戒審査委員会はそのコンプライアンス部門の調査結果と「考慮すべき事項」に基づいて判断を下したわけであるから、研究所はそれを異議申立人に開示し説明をする義務がある。

異議申立人が上に挙げたような「中立性を不当に損なった」コンプライアンス部門の調査結果、それに基づいた審議の結果として非違行為は認められずパワハラもないとする結論、それでいながら規則の大改訂と懲戒処分等、極めて疑問のある判断や処理が行われている。このような事案であるからなおさら、その疑問に答えるべく情報を開示してこそ中立性が保たれるはずである。密室の審議で情報を開示しないからこそ中立性が保たれるとする研究所の主張は、極めて合理性を欠くものである。

- (ソ) P 28 「特定職員Aの発言についての懲戒審査委員会における審議の内容が記述されており、当該情報が異議申立人に明らかになれば、記述されている懲戒審査委員会での審議内容や判断が誤りであるなどとして、委員や事務局への質問や追及を受けるおそれがあり、今後このような非違行為事案があったときに、研究所の懲戒審査委員会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり」について

上記イ⑨の通り、特定職員Aは異議申立人に対して、明らかな不正隠ぺい及びハラスメント発言をし、その発言によって懲戒処分となりながら、コンプライアンス部門は不正隠ぺいでもパワハラでもなく説明する義務はないと平成26年5月21日に異議申立人に告げている。異議申立人に対する発言によって懲戒処分とした理由について報告書には「不適切な発言であった」とだけ書かれており、どのように不適切であったのか不明である。その処分の理由を異議申立人は知る権利があり、研究所は説明する義務がある。それが一切なされていないのであるから、「特定職員Aの発言についての懲

戒審査委員会における審議の内容」を開示すべきであり、それは異議申立人に非があるとした特定職員Aの発言の撤回と異議申立人の名誉回復に際し極めて重要である。非開示の理由を「審議内容や判断が誤りであるなどとして、委員や事務局への質問や追及を受けるおそれがあり・・・中立性が不当に損なわれるおそれがあり」としているが、これも先にも述べたように、判断が誤りであると追及されるおそれから非開示にするという密室審議のどこに中立性が担保されるのか甚だ疑問である。

(タ) P 3 0 「当該情報は処分等の裁量を検討する際に参考とした過去の非違行為等における処分事例であり」について

調査を主導した特定職員Aは当時、特定部署を含む情報技術部門全体の大きな責任を持つ地位にあった。記録のある会話以外にも異議申立人へ複数回の暴言を発し、不正隠ぺいとパワハラを行いながら最も軽い戒告という処分で行われていることから、それが過去の処分事例に照らし合わせて、妥当なのか不当なのかを知るためにも開示を求める。

(チ) P 3 4 「懲戒審査委員会で審議した議事の題名が記述されており、開示することにより、懲戒審査委員会での審議の議事内容、手順等が明らかになり、それにより、懲戒審査委員会での審議内容への批判等が生じる等」、「議事の題名から審議内容を推測されるおそれもあり、審議途中の当該情報が異議申立人に明らかになれば、懲戒審査委員会事務局や委員が質問や追及を受ける等のおそれがある」について

議事の題名だけから何故、審議内容の批判、事務局や委員への追及のおそれまで出て来るのか全く不明であり、審議内容を推察されても困るなどというのは、研究所にとって不都合なことはどのような理由を付けてでも全て隠そうという姿勢の表れであるとも考えられ、非開示とする正当な理由には当たらない。

(ツ) P 3 5 「通報者に対する不適切な発言による信用失墜を理由とした処分等の審査対象者の人数が記載されており、異議申立人が内部通報をした当事者であっても、審議途中の当該情報が異議申立人に明らかになれば、記述されている内容について判断等に誤りがある等として、委員や事務局が質問や追及を受ける等のおそれがある」について

特定職員A、特定職員B、特定職員Cの三氏が懲戒審査委員会にかけられた事実を異議申立人は把握しており、「審査対象者の人数」も明らかにできないということは、3名ではなく、他にも特定国会議員要請の調査の結果によって懲戒審査にかけられた人物がい

たとも推察される。平成22年1月当時の特定部署の職員は、異議申立人にまだまだ異議申立人の知らない不正があると話しているが、研究・調達等の規則の大改訂に際し研究所から「不適切事例」として挙げられたものは、異議申立人が指摘した事例だけで、その他について新しい情報は一切ない。このようなことから考えても、3名でないとするならば更なる不正の事実を隠している可能性もあり、また3名であるならば隠す必要はなく、いずれにしても研究所は正当性のない非開示理由を挙げていることになる。

また、特定職員Aの「不適切な発言」が「信用失墜」を招いたとするが、この発言は異議申立人と特定職員Aとの面談や電話等、全て二者間のものであることから、異議申立人から特定職員Aに対する信用、若しくは特定職員Aを調査に当たさせたコンプライアンス部門に対する信用を失墜させたということになる。信用失墜はもちろんのこと、異議申立人は特定職員Aの不適切発言やパワハラ行為により多大な精神的苦痛を受けており、研究所は情報開示によりその「信用失墜」の理由を示す義務がある。

(テ) P42 「当該情報は懲戒審査委員会で審議中の懲戒事由について記載されており、当該情報が異議申立人に明らかになれば、記述されている内容について懲戒審査委員会での審議内容や判断が誤りであるなどとして、委員や事務局が質問や追及を受ける等のおそれがある」について

上記のように、特定職員Aは不正が明らかになれば自分の責任となる特定部署の不正調査に当たり不正はなかったという結論を出し、裏取引など何の問題もない、証拠なんか見たくもない、異議申立人が問題を起こしたなどという暴言等により、異議申立人に多大な精神的苦痛を与え、懲戒処分となっている。また、不正の首謀者等らも組織内で不正疑惑を指摘した異議申立人を非難していたが、懲戒審査委員会にかけられている。しかし、コンプライアンス部門は、それらの懲戒事由について異議申立人に義務はないと説明を拒否し、謝罪も一切行っていない。そして、今回の情報開示請求でも審議内容を非開示とし、その理由を「判断が誤りであるなどとして、・・・質問や追及を受ける等のおそれがある」としているが、公正・中立な審議を行わず、意図的に都合のよい理由をつけて処分を軽微なものにしたため、非開示にしないと研究所が追及を受けるおそれがあると認めているようなものである。公正・中立であるとするなら、質問や追及には毅然として答え、また自ら情報を開示すべきである。

(ト) P47 「当該情報は、懲戒処分を公表するに当たって外部からの



問合せ等に対応するために作成されたもので、懲戒処分想定問答の案が記述されており、これらの情報は懲戒審査委員会での審議の内容に係る情報であり、当該情報が明らかになると、懲戒審査委員会での審議への疑念や批判が生じる等」について

外部からの問合せに対する想定問答の案であったとしても、審議への疑念や批判が生じると心配な内容が記されているとするならばそれ自体、懲戒審査委員会の中立性、審議の公正性に極めて大きな疑念が生じる。そして、平成26年5月22日の異議申立人との面談で、コンプライアンス部門は、処分理由は人事上のことなので答える義務はないと回答を拒否している。外部からの問合せに対しても、「答える義務はない」という想定問答が作られたのであろうか。特定国会議員の平成26年2月調査要請や、特定雑誌のインタビューなど、外部に対しては直ちに対応するのに対し、異議申立人の内部通報は16か月放置し、その後の面談も拒否し、肝心なことに対しては秘密を貫こうとする姿勢こそ「疑念や批判」を呼ぶものである。密室での議論と実際の対応への「疑念や批判」を払拭するためにも、懲戒審査委員会では外部からの懲戒の質問に対してどのように答えることを検討していたのかについて開示を強く求める。

(ナ) P52 「当該情報は、異議申立人がコンプライアンス推進本部に内部通報した事案について、研究所内で調査を実施したメンバーの氏名や関係者の所属、職名、氏名が記述されており、当該情報は開示請求者以外の個人に関する情報」について

上記イ⑦に記したとおり、コンプライアンス部門は異議申立人が不正の事情を知るものとして挙げた内部及び外部の人物全てへ調査を行ったと主張しながら、少なくとも異議申立人が確認した限りにおいてはまともな聴取をしていない。また上記イ④に記したように、第3回通報を含むこれまでの内部通報で、不正入札の調査対象である落札業者への聴取すら行っていない。このように異議申立人が把握している状況とコンプライアンス部門の説明に齟齬（そご）が生じている以上、中立性・公正性を検証するうえでも、コンプライアンス部門が委員会に対して誰に調査をしたと主張しているのかに関する情報を含めた開示を求める。また、異議申立人は調査チームのメンバーの情報については開示を求めている。

(ニ) P64 「「懲戒処分等の区分」については、懲戒処分等の処分形態及び処分の効果等を記載した一覧表であり、本件の内部通報に基づく懲戒処分等だけに係る特定の個人に関する情報ではなく、すべての懲戒処分に係る情報であって、特定の個人を識別することができるものではないことから、異議申立人に係る保有個人情報ではな

い」について

異議申立人への「ハラスメントないしは不正の容認又は隠ぺい」という不適切発言を行い、「信用の失墜」と異議申立人への多大な精神的苦痛を与えた特定職員Aへの「戒告」という懲戒処分が妥当なのか、その処分によりこのような行為を行った者へのどのような「効果」があるとしているのかについて開示を求める。

## エ まとめ

本件は、異議申立人が研究所で所属していた特定部署の首謀者である特定職員B、特定職員Cを中心とする組織的な不正行為を指摘した内部通報に端を発し、コンプライアンス部門は当時特定部署を監督する特定職員Aを調査に当たさせた上、異議申立人に「ハラスメントないしは不正の容認又は隠ぺい」という不適切発言を繰り返し、異議申立人が問題を起こしたとあらぬ非難を行い、特定部署内でも不正を止めようとする異議申立人の行動が和を乱すものと不当な扱いを受けたことに関し、異議申立人はその調査結果及び処分に対する合理的な説明を受けておらず、謝罪もないことから、異議申立人の行為の正当性の証明及び名誉の回復のため、内部通報に関する資料として存在が確認された懲戒審査委員会資料の開示を求めたものである。

なお、本異議申立ては、情報公開・個人情報保護審査会に不正の有無の判断を求めるものではないことから、別紙として不正の証拠書類などを添付することは行わない。しかし、研究所が非開示理由を、内部通報の調査や審議の中立性を損ない、適切な遂行に支障を及ぼすとしていることから、その主張に正当性がなく、これまでの調査がいかに恣意的で不適切であり、その後の対応にさまざまな問題があることを具体例を挙げて示したものである。なお、異議申立人は、例示した出来事や引用、その日付等が事実であることを様々な書面や記録で証明することができることを述べておく。

コンプライアンス部門は非違行為を確認できなかったと繰り返すが、経済産業省の平成21年3月の監査から数えると、6年半にわたり5回目の特定部署の不正疑惑に関する調査が現在も継続している。通常では考えられない年月と回数であるが、特定国会議員の平成26年2月の調査要請に即対応し、特定職員Aの懲戒処分、事業費の国庫返納、調達・研究に関する規則の大改正を行った。つまり、特定国会議員の要請がなければ、全ては闇に葬られていたことになる。

それ以前は、報告書に「本来行うべき調査やヒアリングなどが十分に行われず」、「1年4か月の期間を要したことは緩慢」と記されているように、まともに調査を行わず、調査を引き伸ばし、異議申

立人への説明や面談を拒んでいた。そのような過去がありながらもいまだに、事業費返納は正しく使われたことが説明できないからで、だからといって不正があったことにはならないと主張し、規則の大改正の説明資料には、内部通報事案を不正ではなくあいまいな不適切事例として挙げ、さらに、本件以前の情報開示請求によって異議申立人が入手した黒塗りの開示資料からも、さらなる不正疑惑が見つかっている。

そして、これまでの内部通報に関して異議申立人が受けた不当な扱いに対する謝罪、そして調査結果と懲戒処分を含むその後の対応へのきちんとした説明がないどころか、コンプライアンス部門は知りたければ情報開示請求をせよと異議申立人に告げる始末であった。コンプライアンス部門は内部通報者（異議申立人）に調査の協力を求めるべき立場でありながら、それとは逆に異議申立人の面談要求やメールへの返答も拒み続け、異議申立人の主張や提出した証拠がどう判断された結果、非違行為なし、パワハラなし、不正隠ぺいなしという結論に至ったのかなど、異議申立人が知ってしかるべき情報を研究所は隠し続けている。

このような経緯がありながら、今回の異議申立てに対し、「当該情報が明らかになると、懲戒審査委員会での審議への疑念や批判が生じる」、「記述されている内容について判断等に誤りがある等として、委員や事務局が質問や追及を受ける等のおそれがある」といった理由を繰り返して開示を拒んでいる。この文章をそのまま読んでも、疑念や批判を受けるような審議内容であり、誤りがあると質問や追及をされると答えられないので秘密にしたいといった、まるで自らの非を認めるような主張となっている。

以上から、研究所は異議申立人がコンプライアンス部門に提出した情報等既知のもの以外は、これまでの情報開示であったように新たな問題を指摘されるのをおそれ、それを回避するため、全て非開示にすることが前提にあり、後付けした理由に法律を当てはめようとしていることは想像に難くない。したがって、情報公開・個人情報保護審査会においては、非開示理由の細かな法令への適合性の検討の前に、倫理面を重視した視点に立って、異議申立人と研究所の主張に対する公正な審議を求めるものである。

### (3) 意見書2（補充理由説明書に対する意見）

本件は、異議申立人が所属した研究所特定部署を舞台に行われた不正及びパワーハラスメント行為に対し、異議申立人が行った内部通報を契機として行われた調査とその結果に基づく処分に関する情報開示請求に係るものである。

異議申立人は、特定職員B、特定職員Cらによる様々な不正行為に巻き込まれながら、監督官庁である経済産業省からの要請による監査に協力し、なおかつ改まらない組織の体質を是正するために内部通報を行った。それに対して、研究所は異議申立人の上司にあたる特定職員Aを調査に当たらせ、不正なしと結果ありきの形ばかりの調査が行われた。特定職員Aは当時、異議申立人に対して不正を容認する発言だけでなく、内部通報により組織の和を乱すなどの問題を起こし処分の対象だなどと、上司と言う立場を利用して異議申立人に不正隠ぺいの圧力をかけた。

その後、特定国会議員の再々調査要請により、様々な問題点が明らかとなり、巨額の委託事業費の国庫返納が行われ、それを契機として不正防止を目的とした規程の大改定と、一か月にわたる全職員への講習会が実施された。しかしながら、研究所は、これらの対応は異議申立人の内部通報とは無関係であり、不適切事例であって不正ではないとの姿勢を崩していない。

異議申立人は内部通報に際して、研究所コンプライアンス推進本部に、特定職員C自らの不正の告白等を含む数十時間の録音、メールのやり取り等を含む数百ページに上る不正の確固たる証拠書類を提出している。しかしながら、懲戒審査委員会ないしコンプライアンス推進本部はそれらの証拠を取り上げることなく、特定職員B、特定職員C、特定職員Aの何ら根拠・事実に基づかない主張のみを採用したことが、これまで一部が開示された理事会資料等から明らかとなっている。その一方で、そのような判断がなされた理由は異議申立人に一切開示されていない。そのため、異議申立人が組織の和を乱したとの汚名は払しょくされておらず、懲戒審査委員会での議論・判断・結論が正当なものであったかを検証することは、異議申立人の権利である。研究所は不開示とする理由を、「今後懲戒審査委員会において処分を審議する際に適正な評価、判断ができなくなるおそれがある」等としているが、本件のように大きな疑念のある組織内の不正やパワーハラスメントに対する不適切な人選による内部調査と密室での議論に対しては、むしろ検証の機会を開くことこそ、“適正”な評価と判断を担保するものである。

以下では、研究所が提出した「補充理由説明書」に関し、同説明書の文中の数字および記号に対応し、個別に意見を述べる。

ア 存否応答拒否について

異議申立人は意見を述べない。

イ 文書1ないし文書10の不開示理由について

(ア) 下記第3の2(2)ア(ウ)について

研究所は補充理由説明書において、「内部通報案件について懲戒審査委員会が認定した事実、処分を検討した各職員の氏名、処分を

検討するに当たって考慮した事項、処分案等が記載されている。これらの情報は、懲戒審査委員会が処分を検討した各職員に係る個人識別情報」であり、「法14条2号の不開示情報に該当する」と述べている。しかしながら、個人識別情報は、「各職員の氏名」のみであり、その他の不開示部分はこれに該当しない。かつ懲戒処分が検討された「各職員の氏名」は特定職員B、特定職員C、特定職員Aである旨を、異議申立人から研究所に既に伝えているものである。また法14条2号に照らして、「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に懲戒審査委員会が「認定した事実」「考慮した事項」「処分案」は該当しない。

研究所は、「今後懲戒審査委員会において処分を審議する際に適正な評価、判断ができなくなるおそれがあることから、研究所の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、法14条5号へに該当する」と述べているが、研究所のWebサイト「個人情報保護」の「審査基準」では、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」について次のように述べられている。

「「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。」

これに照らして、研究所の本件に係る「おそれ」は「法的保護に値する蓋然性」を有しておらず、不開示理由として不適當である。さらに、研究所の同Webサイトでは、開示することで公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがある人事管理に係る事務に関する情報として、「勤務評定や人事異動、昇格等の人事構想等」が例示されているが、懲戒審査委員会の調査・検討内容が人事管理に係る事務に関する情報に該当しないことは明らかであり、不開示理由として不適當である。

(イ) 下記第3の2(2)ア(エ)について

上記(ア)と同等の理由により、研究所の主張は不開示理由として不適當である。

なお、研究所は、「③の報告書については、異議申立人からの別件情報公開請求に対して一部開示決定済みであることから、本件開示請求に対し、以下の部分を除いた部分を開示することとする。」としているが、これは平成26年5月29日の異議申立人が行った、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく情報開示請求で開示された、特定国会議員の要請により実施された不正疑惑の調査の報告書である。この報告書と異議申立人へ後に送付され

た報告書の中に、多数の改変や削除が認められる。そして研究所の結論は、異議申立人へのパワーハラスメントは一切なく、不適切事例はあったが不正はなかったということであった。そのため、異議申立人は法に基づき、特定職員A、特定職員B、特定職員Cが内部調査と懲戒審査委員会において、異議申立人の指摘に対してどのように反論し、どのような議論・判断がなされたのかについて、情報開示請求を行ったのが本件である。しかしながら研究所は、その文書の一部が既に異議申立人に開示されていることを認識せず、開示済み情報までも上記不適切な理由から不開示との決定を維持していたものである。

異議申立人が行った「保有する情報」への開示請求よりも、本人による「保有する個人情報」の開示請求のほうが開示の範囲は広くてしかるべきである。前者の開示請求においては、経済産業省への委託事業費返納に関する理事会議事録の開示を求め、不正調査の報告書が開示された。それに対して後者は、ハラスメントや不正についての保有個人情報の開示に対して、研究所は既に一部が開示されていた情報と認識せずに、「業務の適正な遂行に支障を及ぼす」等として不開示にしたものである。これらに鑑みて、この部分のみならず他の情報に対する不開示理由も、研究所の利益を優先するための後付けの理由であることは明白である。

(ウ) 下記第3の2(2)イ(ウ)について

「内部通報案件について懲戒審査委員会が認定した事実」「処分を検討するに当たって考慮した事項」等は保有個人情報に該当しないとしている。しかしながら、異議申立人が内部通報に際して提出した多数の証拠には、異議申立人の声や氏名等が記録された音声データやメールも含まれ、保有個人情報に分類されるものである。またそこには、懲戒審査対象となった特定職員Cの不正を認める発言や懲戒処分となった特定職員Aの原告への暴言も記録されている。その証拠が示す明確な事実でさえ、懲戒審査委員会は特定職員B・特定職員C両氏に記憶がない等の不適切な理由でことごとく認定を拒んでいる。また、特定職員Aの暴言はパワーハラスメントでなく、懲戒処分の事実すら人事上のことなので教える義務はないと異議申立人には通知していなかった。その一方で、特定国会議員への報告時の調査報告書では「通報者との会話における一連の発言は、ハラスメントないしは不正の容認又は隠ぺいと通報者に受け止められ、また、一般的にもそのように認識される」と記載されている。その後の異議申立人への報告書では“より正確に調査結果を記載”するためとの理由で、「通報者との会話における一連の発言は、一般的

にも不正の容認等と受け止められる」と“ハラスメント”や“隠ぺい”等の文言が削除されるなど多数の改変が認められる。その正確な調査結果の記載のために、異議申立人への暴言がどう検討・考慮されたのかは現在も一切開示されていない。

上記のことから、異議申立人がハラスメントや不正に対して行った内部通報の調査結果と、懲戒審査委員会で議論・検討された内容は、異議申立人の個人情報に密接に関係したものであり、保有個人情報と認定されるべきものである。しかるに、「法12条1号の自己を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示」との研究所の主張は不開示理由として不相当である。また「法14条2号及び5号へに該当する。」との研究所の主張も、上記イ（ア）と同等の理由により、不開示理由として不相当である。

(エ) 下記第3の2（2）ウ（ウ）について

上記（ウ）と同等の理由により、研究所の主張は不開示理由として不相当である。

(オ) 下記第3の2（2）ウ（エ）について

上記（ウ）と同等の理由により、研究所の主張は不開示理由として不相当である。

(カ) 下記第3の2（2）エ（ウ）について

上記（ア）と同等の理由により、研究所の主張は不開示理由として不相当である。

(キ) 下記第3の2（2）エ（エ）について

上記（ウ）と同等の理由により、研究所の主張は不開示理由として不相当である。

(ク) 下記第3の2（2）エ（オ）について

上記（ア）と同等の理由により、研究所の主張は不開示理由として不相当である。

(ケ) 下記第3の2（2）オ（イ）について

懲戒処分想定問答である本文書は、懲戒処分の公表に際して外部から懲戒処分に関する問合せがあった場合の想定問答である。外部への回答を前提として作成された文章の開示が、「今後懲戒審査委員会において処分を審議する際に適正な評価、判断ができなくなるおそれがある」とは到底考えられない。これを含め、上記（ア）と同等の理由により、研究所の主張は不開示理由として不相当である。

(コ) 下記第3の2（2）カ（ウ）について

上記（ウ）と同等の理由により、研究所の主張は不開示理由として不相当である。

(サ) 下記第3の2（2）カ（エ）について

上記（ア）と同等の理由により、研究所の主張は不開示理由として不適當である。

（シ）下記第3の2（2）キ（ウ）について

上記（ア）と同等の理由により、研究所の主張は不開示理由として不適當である。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### （1）経緯

###### ア 開示請求の内容

平成27年1月26日付けで異議申立人から別紙の1に掲げる保有個人情報の開示請求が行われた。

###### イ 原処分について

本件開示請求に対して、研究所は、平成27年3月30日付け26産総研（情公）34により原処分を行った。

これに対し、平成27年4月30日付けで行政不服審査法の規定に基づき、異議申立人から「存否応答拒否に関する情報の開示及び不開示部分の開示を求める。」旨の異議申立てがあったものである。

##### （2）異議申立人の主張

###### ア 異議申立ての趣旨

開示決定通知書に記載の存否応答拒否に関する情報の開示及び不開示部分の開示を求める。ただし、一部の情報についてはその開示を求めない。

###### イ 異議申立ての理由

おおむね第2の2（1）のとおり。

###### ウ 本件異議申立て内容について

上記ア及びイから異議申立人は、存否応答拒否に関する情報の開示及び不開示部分（ただし、一部の情報についてはその開示を求めている。）の開示を求めており、その理由はおおむね以下の（ア）ないし（エ）の内容であると解される。

##### （ア）存否応答拒否について

本件不開示は、まず不都合な事実の隠匿ありきで、「個人に関する情報を開示することとなるため拒否」とは後付けの理由と断ぜざるを得ない。

「第三者である三氏の個人に関する情報（法14条2号）を開示することとなる」ことを不開示理由としているが、異議申立人が不正であると指摘した職員の“業務上の行為”に関する説明の開示を求めているものであり、個人情報には当たらない。

したがって、全ての文書の開示若しくは研究所職員でない人物の



個人名を伏せた文書の開示を求める。

(イ) 個人情報について

- a 不正の調査結果までもが個人情報に当たり、全てを塗りつぶす必要があるとは到底考えられず、個人情報が含まれていたとしても、その一部を不開示とすべきである。
- b 個人情報が含まれていないものに対しても、「当該情報は、本件開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある。」などと到底承服できない理由で不開示とされている。
- c 個人に関わる情報として多くの部分が不開示とされているが、職員の業務上の行為に対する情報、異議申立人の不正の指摘に対してどのような調査が行われたのかについての情報の開示を求めているものであり、その内容は個人情報に当たるものではない。

(ウ) 懲戒審査委員会の情報について

- a 不正の調査結果を全て不開示としているが、これは個人情報ではないことはもちろんのこと、そもそも懲戒審査委員会のために調査が行われたのではないため、「懲戒審査委員会に係る情報であって、開示することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある」が妥当な理由ではないことは明らかである。
- b 「懲戒審査委員会に係る情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」として不開示としている部分についても、国会議員が再々調査を監督官庁である経済産業省に指示するほど大きな不正疑惑の調査に関わる懲戒審査委員会での議論であり、公的研究機関の不正が大きな社会問題となる中、通報者の私だけでなく国民に対してもきちんとした説明を果たす義務がある。逆に意思決定の中立性を確保する上でも、開示できないような不透明な議論をすべきではない。

(エ) 開示請求の対象外の情報について

「当該情報は本件開示請求の対象外」として不開示としている部分についても、異議申立人がどのような議論と判断がなされたのか説明を求めている不正調査に関わる懲戒審査委員会の資料であり、対象外であるとは考えにくい。

(3) 処分について

ア 不開示（法17条の規定に基づく存否応答拒否）について

(ア) 不開示とした箇所及びその理由

- a 「内部通報に対する研究所の調査や懲戒委員会等において、異議申立人の指摘内容について特定職員A，特定職員B，特定職員

Cの三氏が、どのような反論を行ったのか、また、三氏に対する指摘内容についてどのような議論・判断をしたのか、等を示す議事録及び委員会資料の情報」のうち「異議申立人が行った内部通報に対する研究所の調査や懲戒委員会等において、異議申立人の指摘内容に対して特定職員A，特定職員B，特定職員Cの三氏が、どのような反論を行ったのか、を示す議事録及び委員会資料の情報」（請求1）については、その情報が存在しているか否かを答えるだけで、特定職員A，特定職員B，特定職員Cの三氏が異議申立人の行った内部通報に対する研究所の調査や懲戒委員会等において開示請求者の指摘内容に対して反論をしたかどうかという開示請求者（異議申立人）以外の第三者である三氏の個人に関する情報（法14条2号）を開示することとなるので、法17条の規定に基づき、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、この保有個人情報については、その開示請求を拒否した。

この存否応答拒否の理由は開示決定通知（原処分）と同一のものであるが、開示決定通知に誤記があったため、「三氏が」の次に「異議申立人の」を加えて訂正した。

- b 「調達・研究ルール改訂の過程で、開示請求者が内部通報した指摘事例や、指摘事項に対する特定職員B，特定職員Cの両氏の主張が、いつ、どこで、どのように取り上げられ、どのような判断がされたのか、等を示す議事録及び委員会資料の情報」（請求3）については、その情報が存在しているか否かを答えるだけで、調達・研究ルール改訂の過程で、開示請求者が内部通報した指摘事項に対して、特定職員B，特定職員Cの両氏が何らかの主張を行ったかどうか、また、開示請求者が内部通報した指摘事例や特定職員B，特定職員C両氏の主張が何らかの委員会によって取り上げられ、これについて何らかの判断がされたかどうかという開示請求者以外の第三者である両氏の個人に関する情報（法14条2号）を開示することとなるので、法17条の規定に基づき、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、この保有個人情報の開示請求を拒否した。

(イ) 異議申立人の主張

上記(2)ウ(ア)のとおり。

(ウ) 異議申立人の主張に対する反論

- a 保有個人情報の開示請求ができる範囲については、法12条1項では「何人も、この法律の定めるところにより、独立行政法人等に対し、当該独立行政法人等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定されており、

開示請求の対象は「自己を本人とする保有個人情報」に限られている。

- b 異議申立人による内部通報の調査の過程及びその後の懲戒審査委員会等において、特定職員Aら三氏が異議申立人の指摘に対してどのように反論したかを示す議事録及び委員会資料は、特定職員Aら三氏の個人に関する情報であるが、同時に異議申立人による内部通報における指摘に対する反論の内容に関する情報であるところから、異議申立人の保有個人情報でもあると解される。

また、その議事録や委員会資料が存在しているとするれば特定職員A、特定職員B、特定職員Cが反論を行ったこととなり、不存在とするれば反論は行われなかったこととなり、議事録や委員会資料が存在しているか否かを答えるだけで、特定職員A、特定職員B、特定職員Cが反論を行ったかどうかという異議申立人以外の個人である特定職員A、特定職員B、特定職員Cに関する情報（法14条2号）を開示することとなるので、法17条の規定に基づき当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、この保有個人情報については、その開示請求を拒否する処分を行った。

異議申立人の主張は、法14条2号ただし書ハに該当するという主張であると解されるが、特定職員Aら三氏は研究所の職員であり、上記情報はその職務に関係する部分を含むとしても、懲戒審査委員会等において不正行為があるとする内部通報の指摘に対して、どのように反論したかという情報は、当該職員に分任された職務の遂行の内容に係る情報ではないことから、同号ただし書ハには該当しない。

さらに、ただし書イ、ロに該当すると認めるべき事情もない。

したがって、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるため、本件開示請求について、法17条の規定に基づき当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、この保有個人情報については、その開示請求を拒否する処分を行ったことは妥当であると考えられる。

- c 調達・研究ルール改訂の過程で、異議申立人が内部通報した指摘事項に対して、特定職員B、特定職員Cの両氏が何らかの主張を行ったかどうか、また、両氏の主張が何らかの委員会によって取り上げられ、これについて何らかの判断がされたかどうかという情報については、その議事録や委員会資料が存在しているとするれば特定職員B、特定職員Cが反論を行ったこととなり、不存在

とすれば反論は行われなかったこととなり、議事録や委員会資料が存在しているか否かを答えるだけで、特定職員B、特定職員Cが何らかの主張を行ったかどうかという異議申立人以外の第三者の個人である特定職員B、特定職員Cに関する情報（法14条2号）を開示することとなるので、法17条の規定に基づき当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、この保有個人情報については、その開示請求を拒否する処分を行った。

異議申立人の主張は、法14条2号ただし書ハに該当するという主張であると解されるが、特定職員B、特定職員C、両氏は研究所の職員であり、上記情報はその職務に関係する部分を含むとしても、異議申立人によって内部通報された、特定職員B、特定職員C両氏の不正行為であると指摘された行為に関する情報及びこの内部通報における指摘事項に対する特定職員B、特定職員C、両氏の主張に関する情報であるから、当該職員に分任された職務の遂行の内容に係る情報ではないことから、同号ただし書ハには該当しない。さらに、ただし書イ、ロに該当すると認めるべき事情もない。

したがって、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるため、本件開示請求について、法17条の規定に基づき当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、この保有個人情報については、その開示請求を拒否する処分を行ったことは妥当であると考えられる。

#### イ 個人情報について

##### (ア) 不開示とした箇所及びその理由

別紙「不開示とした箇所とその理由、及び異議申立人の主張に対する反論」に記載。（資料省略）

##### (イ) 異議申立人の主張

上記(2)ウ(イ)のとおり。

##### (ウ) 異議申立人の主張に対する反論

別紙「不開示とした箇所とその理由、及び異議申立人の主張に対する反論」に記載。（資料省略）

##### a 上記(2)ウ(イ)aに対する反論

本件については、法15条2項に規定する部分開示をすべきであるとの主張であると解されるが、法15条2項の部分開示の規定が適用されるのは、法14条2号の個人情報のうち、「開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」すなわち法14条2号本文前段の個人情報である。

そして、本件開示決定においては、法14条2号本文前段を不開示理由としている情報のうち、次の情報を除いては、同時に法14条4号、5号柱書、5号へのいずれかを不開示理由としているので、法15条2項の部分開示に基づく当該情報の一部を開示することはできない。

- (a) 文書10の13枚目裏側(2頁)2行目4文字目から5行目末尾まで、6行目5文字目から22文字目まで及び8行目24文字目から9行目19文字目まで

当該情報は氏名だけであり、すべて個人識別部分であるため、部分開示の余地はない。

- (b) 文書10の17枚目裏側(10頁)35行目1文字目から18枚目表側(11頁)1行目10文字目まで

当該情報は個人識別部分を除いた残りを部分開示したとしても、この情報の直前の開示部分(調査項目②)と、当該情報(調査結果②)とが関連していることは明らかであり、推測されるおそれがある。

したがって、個人識別部分以外の部分を開示すれば、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないとはいえず、部分開示をすることはできない。

- b 上記(2)ウ(イ)bに対する反論

異議申立人の主張は、法14条2号本文後段を不開示理由としている情報に関するものと解されるが、本件開示決定においては、法14条2号本文後段を不開示理由としている情報には、特定の個人を識別可能な所属、職名、氏名等の記述はないため、特定の個人を識別することはできないものの、その記述された所属名、職名や発言等の内容から、それが誰であるかは研究所内の研究部門や研究グループの関係者等一定の範囲の者に認識され、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから法14条2号本文後段の不開示情報に該当する。

また、当該情報については、以下で説明のとおり、同号ただし書イ、ハに該当せず、ただし書ロに該当する事情もないため、不開示としたことは妥当であると考えられる。

- c 上記(2)ウ(イ)cに対する反論

異議申立人の主張は、法14条2号の個人情報に該当するため、不開示とした情報については、同号ただし書ハに該当する旨を申し立てているものと解される。

内部通報で指摘した不正は特定職員の業務上の行為であり、異議申立人が内部通報で指摘した特定職員は研究所の職員である

が、内部通報で指摘された内容に研究所の職員の職務に関係する部分を含むとしても、異議申立人の内部通報における特定職員A、特定職員B、特定職員C三氏に不正行為があるとの指摘に対し、懲戒審査委員会等においてどのような議論、判断がされたのかという情報は、当該職員に分任された職務の遂行の内容に係る情報ではないことから、同号ただし書八には該当しない。

ウ 懲戒審査委員会の情報について

(ア) 不開示とした箇所及びその理由

別紙「不開示とした箇所とその理由、及び異議申立人の主張に対する反論」に記載。(資料省略)

(イ) 異議申立人の主張

上記(2)ウ(ウ)のとおり。

(ウ) 異議申立人の主張に対する反論

別紙「不開示とした箇所とその理由、及び異議申立人の主張に対する反論」に記載。(資料省略)

a 上記(2)ウ(ウ)aに対する反論

異議申立人は、不開示としている調査結果は法14条2号の個人情報には該当せず、また、法14条4号にも該当しないと主張しているものと解される。

(a) 法14条2号について

当該情報は、懲戒審査委員会で審議された関係資料であり、これらの資料には研究所の役職員等の所属、職名、氏名等により特定の個人を識別することができる情報が記載されているので法14条2号本文前段の不開示情報に該当する。

当該情報については、下記(b)、(c)で説明のとおり、法14条2号ただし書イ、ハに該当せず、また、ただし書ロに該当する事情もないため、不開示としたことは妥当であると考えられる。

(b) 法14条2号ただし書イについて

独立行政法人等の職員が、その職務に関する行為又は職務外の行為により懲戒処分等の対象となった場合、これに関する情報を公にし、又は公にすることが予定されている情報とすべき法令上の規定は存在しない。

「独立行政法人産業技術総合研究所懲戒手続規程」(当時。以下「懲戒手続規程」という。)15条2項では、「特定の非違行為に対する懲戒処分等について、事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、職名等の被処分者の属性に関する情

報を，個人を識別されない内容のものとするを基本として公表するものとする。」と規定されており，この規程に基づき研究所の職員1名の非違行為については，個人を識別されない内容で研究所の公式ホームページで公表されているが，それ以外については，公表していないことから法14条2号ただし書イには該当しない。

また，懲戒処分等を行ったすべての案件について公表する慣行もない。

異議申立人が内部通報した件については，「独立行政法人産業技術総合研究所内部通報に関する規程」（当時）12条（通報者への通知）で，「受付管理者は，10条の規定により理事長が内部通報の内容が事実であると認め是正措置をとったときはその旨を，内部通報の内容の事実がないと認めたときはその旨を，通報者に書面により通知する。」と規定されているため，異議申立人には合計3回通知しており，そのうち平成26年5月21日に通報者である異議申立人に「特定部署等における事業の調査結果」の文書を手交して通知を行っているが，内部通報の対象となった特定職員の処分等の有無については，被処分者の個人情報であり，かつ人事管理上の支障があるため通知していない。その他の不開示とした情報についても，通知していない。

したがって，異議申立人が知ることができ，知ることが予定されている情報ではない。

(c) 法14条2号ただし書ハについて

異議申立人が内部通報で指摘した特定職員Aら三氏は研究所の職員であるが，内部通報で指摘された内容に研究所の職員の職務に関係する部分を含むとしても，異議申立人の内部通報における特定職員A，特定職員B，特定職員C三氏に不正行為があるとの指摘に対し，懲戒審査委員会等においてどのような議論，判断がされたのかという情報は，当該職員に分任された職務の遂行の内容に係る情報ではないことから，同号ただし書ハには該当しない。

(d) 法14条5号へについて

当該情報には，内部通報に基づき，調査チームや懲戒審査委員会事務局が調査し，関係者から得た非違行為等や証言等の内容をまとめた記述が含まれている。

懲戒処分を行うに当たっては，当該非違行為の事実確認が重要であり，関係者が事案の調査に協力した事実やその内容が異

議申立人に明らかになれば、任意に調査に協力した関係者が質問や追及を受ける等のおそれがあるほか、そのことにより関係者が事実をありのまま述べることや、証拠資料等を提供することを躊躇する等、今後、このような非違行為事案があったときに、人事管理担当部署が行う調査等への協力が得られなくなり、非違行為の正確な把握が困難となるおそれがあり、当該情報を開示すると、人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、法14条5号へに該当する。

異議申立人は、「そもそも懲戒審査委員会のために調査が行われたのではないため、懲戒審査委員会に係る情報であって、開示することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるが妥当な理由ではないことは明らかである。」と主張して開示を求めているが、異議申立人は、当該情報が法14条5号へに該当しない根拠等を何ら示しておらず、本異議申立てには理由がないので、原処分を維持すべきと考える。

b 上記(2)ウ(ウ) bに対する反論

異議申立人は、法14条4号には該当しない旨を主張して当該情報の開示を求めているほか、さらに、法16条に規定する裁量的開示を求めているものと解される。

(a) 法14条4号について

不開示とした情報には、内部通報に基づき懲戒審査委員会事務局等が調査した情報、懲戒手続規程に基づく、懲戒審査対象者の非違行為に対する懲戒処分等の審議の内容等に関する情報等が記述されており、当該情報は、懲戒審査委員会の審議で使用されたものである。

当該情報が異議申立人に明らかになれば、記述されている懲戒審査委員会での審議内容や判断が誤りであるなどとして、委員や事務局への質問や抗議、追及を受けるおそれがあり、今後、このような非違行為事案があったときに、研究所の懲戒審査委員会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、法14条4号に該当する。

(b) 法16条について

異議申立人は、「国民に対してもきちんとした説明を果たす義務がある。」と主張しており法16条による裁量的開示を求めているものと解されるが、同条では「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認められるとき」と定めており、国



民が説明を受ける利益については、この要件には該当しない。

(c) その他

異議申立人は、「国会議員が再々調査を監督官庁である経済産業省に指示するほど大きな不正疑惑の調査に関わる懲戒審査委員会での議論であり、公的研究機関の不正が大きな社会問題となる中、通報者の私だけでなく国民に対してもきちんとした説明を果たす義務がある。逆に意思決定の中立性を確保する上でも、開示できないような不透明な議論をすべきではない。」と主張して開示を求めているが、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象の保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示の判断をしているものであり、異議申立人の主張は当該対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

エ 開示請求の対象外の情報について（上記（2）ウ（エ）に対応）

（ア）開示対象外とした箇所及びその理由

a 保有個人情報ではない情報

以下の「職員就業規則」（以下「就業規則」という。）（文書1，文書3）及び「懲戒処分等の区分」（文書1，文書10）について、当該情報は保有個人情報ではないので、開示対象外とした。

（a）文書1の7枚目表側（11頁）1行目2文字目から最終行末尾まで

（b）文書1の27枚目の表

（c）文書3の9枚目表側（15頁）14行目1文字目から30行目末尾まで

（d）文書10の23枚目表側の表

b 本件開示請求の対象外の保有個人情報

以下については、本件開示請求にかかる開示請求者本人の保有個人情報以外の第三者の保有個人情報であるため、開示対象外とした（ただし、特定職員A，特定職員B，特定職員Cの保有個人情報であると同時に開示請求者本人の保有個人情報となるものを除く。）。

（a）文書1の5枚目裏側（8頁）17行目1文字目から6枚目裏側（10頁）最終行末尾まで

（b）文書1の22枚目1行目1文字目から26枚目最終行末尾まで

（c）文書1の28枚目6行目及び10行目から15行目（欄外の訂正した1文字を含む。）の「所属部署，役職」欄，「氏名」

- 欄，「手交者」欄に記載のすべて，並びに20行目及び24行目から29行目（欄外の訂正した1文字を含む。）の「所属部署，役職」欄，「氏名」欄，「手交者」欄に記載のすべて
- (d) 文書2の1枚目表側27行目1文字目から1枚目裏側8行目6文字目まで，及び1枚目裏側34行目14文字目から35行目末尾まで
- (e) 文書3の2枚目表側（1頁）8行目1文字目から9行目末尾まで
- (f) 文書3の2枚目裏側（2頁）2行目1文字目から17行目末尾まで，及び19行目1文字目から最終行末尾まで
- (g) 文書3の5枚目裏側（8頁）1行目1文字目から7枚目裏側（12頁）最終行末尾まで
- (h) 文書4の6頁28行目1文字目から10頁最終行末尾まで
- (i) 文書5の3枚目表側1行目1文字目から最終行末尾まで
- (j) 文書5の5枚目表側1行目1文字目から7枚目裏側最終行末尾まで
- (k) 文書5の8枚目10行目及び14行目から19行目の「所属部署，役職」欄，「氏名」欄，「手交者」欄に記載のすべて，並びに24行目及び28行目から最終行の「所属部署，役職」欄，「氏名」欄，「手交者」欄に記載のすべて
- (l) 文書6の1枚目表側10行目10文字目から11行目16文字目まで，1枚目表側17行目1文字目から17行目末尾まで，1枚目裏側2行目1文字目から2行目末尾まで及び1枚目裏側7行目40文字目から9行目30文字目まで
- (m) 文書7の14枚目表側1行目1文字目から16枚目表側最終行末尾まで
- (n) 文書10の3枚目3行目1文字目から15行目末尾まで
- (o) 文書10の6枚目3行目1文字目から11行目末尾まで
- (p) 文書10の7枚目3行目1文字目から23行目末尾まで
- (q) 文書10の8枚目3行目1文字目から23行目末尾まで
- (r) 文書10の9枚目3行目1文字目から20行目末尾まで
- (s) 文書10の10枚目3行目1文字目から22行目末尾まで
- (t) 文書10の11枚目3行目1文字目から24行目末尾まで
- (u) 文書10の12枚目7行目1文字目から末尾まで及び16行目1文字目から最終行末尾まで
- (イ) 異議申立人の主張  
おおむね，2（3）エのとおり。
- (ウ) 異議申立人の主張に対する反論

a 保有個人情報の開示請求の範囲について

保有個人情報の開示請求ができる範囲については、法12条1項で「何人も、この法律の定めるところにより、独立行政法人等に対し、当該独立行政法人等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定されており、開示請求の対象は「自己を本人とする保有個人情報」に限られている。

b 就業規則について

「就業規則」については、内部通報に基づく懲戒処分等だけに係る特定の個人に関する情報ではなく、全ての懲戒処分に係る情報であって、特定の個人を識別することができるものではないことから、異議申立人に係わる保有個人情報ではないと判断し、開示対象外とした。

c 「懲戒処分等の区分」について

「懲戒処分等の区分」については、懲戒処分等の処分形態及び処分の効果等を記載した一覧表であり、本件の内部通報に基づく懲戒処分等だけに係る特定の個人に関する情報ではなく、全ての懲戒処分に係る情報であって、特定の個人を識別することができるものではないことから、異議申立人に係わる保有個人情報ではないと判断し、開示対象外とした。

d 異議申立人以外の第三者の保有個人情報について

本件では、上記ア（ウ）a及びbに記載のとおり、異議申立人が内部通報して指摘したものの中には、特定職員による「不適切発言」に関する情報が含まれており、この特定職員の不適切発言の情報は特定職員の個人情報であると同時に、その不適切発言を受けた当事者である異議申立人の個人情報に該当し、また、内部通報して指摘した特定職員B、特定職員Cに関する情報についても、内部通報とその調査結果の一部の情報は異議申立人の情報であると同時に特定職員B、特定職員Cの個人情報に該当するため、保有個人情報を広く解釈したうえで、特定職員A、特定職員B、特定職員Cに関する情報の一部開示を行ったが、それ以外の異議申立人以外の第三者にかかる保有個人情報については、上記（ア）のとおり法12条1項で規定している開示請求の対象外である。

したがって、これらを本件開示請求の対象外とした処分については、適当と考える。

オ 異議申立人のその他の主張について

「異議申立書」の記述内容のうち、1枚目26行目18文字目から

2 枚目 1 行目 29 文字目の「しかし、平成 27 年 2 月、新たに見つかった業者との裏取引の証拠書類とともに私が行った通報に対し、コンプライアンス推進本部はこれまでと同様に無視を続け、再三の問合せにもかかわらず受理・不受理の通知すら行わず、組織体質が改まった気配はまったく見られない。」は、本件異議申立てとは無関係の主張である。

## 2 補充理由説明書

平成 27 年（独個）諮問第 37 号「本人が行った内部通報に対する調査の過程・議論等が分かる議事録等の一部開示決定に関する件」に関し、以下のとおり、不開示理由についての説明を補充する。

### (1) 存否応答拒否について

本件開示請求に係る保有個人情報、**「開示請求者が行った内部通報に対する研究所の調査の過程及びその後の懲戒委員会等において、特定職員 A、特定職員 B 及び特定職員 C の 3 名が、開示請求者の指摘に対してどのように反論し、それについてどのような議論・判断がなされたのか、また、調達・研究ルール改訂の過程において、開示請求者の指摘事例や特定職員 B 及び特定職員 C の主張が、いつどこでどう取り上げられ、どのような判断がなされたのか、等を示す議事録及び委員会資料」**であるところ、原処分では、これを①「調査の過程及びその後の懲戒委員会等において、特定職員 A、特定職員 B 及び特定職員 C の 3 名が、開示請求者の指摘に対してどのように反論したのか、を示す議事録及び委員会資料」（請求 1）、②「調査の過程及びその後の懲戒委員会等において、開示請求者の指摘についてどのような議論・判断がなされたのか、を示す議事録及び委員会資料」（請求 2）、③「調達・研究ルール改訂の過程において、開示請求者の指摘事例や特定職員 B 及び特定職員 C の主張が、いつどこでどう取り上げられ、どのような判断がなされたのか、を示す議事録及び委員会資料」（請求 3）に区分し、請求 2 について文書 1 ないし文書 11 を特定し、その一部を不開示とする決定を行ったが、請求 1 及び請求 3 については、法 17 条によりその存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定を行った。

しかしながら、諮問庁において再検討を行った結果、以下の理由により、請求 1 及び請求 3 について存否応答拒否した原処分を変更し、請求 2 と同様に文書 1 ないし文書 11 を特定し、その一部を不開示とすることとしたい。

ア 請求 1 及び請求 3 の存否を答えることは、開示請求者の内部通報に対する調査過程及び懲戒委員会等、又は調達・研究ルール改訂の過程において、特定職員 A、特定職員 B 及び特定職員 C が開示請求者の指摘に対して何らかの反論、主張をしたという事実の有無（本件存否情

報)を明らかにすることとなるところ、本件存否情報は、法14条2号の開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、存否応答拒否の原処分を行った。

イ しかしながら、内部通報に対する研究所の調査結果を開示請求者に回答していることからすると、特定職員A、特定職員B及び特定職員Cが開示請求者の指摘に対して何らかの反論、主張をしたことは、開示請求者が当然知り得る情報と考えられる。

ウ また、原処分では、請求2について文書1ないし文書11を特定し、その一部を法14条2号により不開示としているところ、関係者である特定職員A、特定職員B及び特定職員Cの反論、主張を考慮せずに、開示請求者の指摘について議論・判断することはおよそ考えられないから、法14条2号による不開示部分に特定職員A、特定職員B及び特定職員Cの反論、主張が含まれていることが自ずと明らかであって、原処分は、文書1ないし文書11を特定することにより、請求1及び請求3の存在を認めているものとも考えられる。

エ さらに、本件開示請求書には「等を示す議事録及び委員会資料」と記載されていることからすると、「特定職員A、特定職員B及び特定職員Cの3名が開示請求者の指摘に対してどのように反論し」、「どのような議論・判断がなされたのか」、「開示請求者の指摘事例や特定職員B及び特定職員の主張が、いつどこでどう取り上げられ」等の記載は例示にすぎず、本件開示請求は、開示請求者の内部通報に対する調査、懲戒委員会等及び調達・研究ルール改訂に関して研究所が保有している全ての議事録及び委員会資料の開示を求めるものと解されるから、本件開示請求に係る保有個人情報を請求1ないし請求3に区分したことがそもそもの誤りであったとも考えられる。

オ 以上のことから、請求1及び請求3について存否応答拒否としたことは適当でないとの結論に至った。開示請求者の内部通報に関して研究所が保有している議事録及び委員会資料は、原処分で請求2の対象として特定した文書1ないし文書11が全てであり、文書1ないし文書11は、請求1及び請求3の対象文書にも該当するものである。そこで、諮問庁としては、請求1及び請求3について存否応答拒否とした原処分を変更し、本件開示請求に係る保有個人情報全部の対象として、文書1ないし文書11を特定することとしたい。

なお、研究所においては、文書1ないし文書11の外に本件開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有していない。

## (2) 文書1ないし文書10の不開示理由について

原処分の決定通知書(平成27年3月30日付け26産総研(情公))

34)では、全部開示した文書11を除く文書1ないし文書10について、表形式で、不開示とした部分ごとに法14条2号、3号イ、4号、5号柱書き及びへに該当する、あるいは、開示請求対象外であるとの不開示理由を示したが、以下のとおり補足説明する。

ア 文書1

(ア)文書1は、第52回懲戒審査委員会の資料であり、以下の文書で構成されている。

- ① 表紙(開催日時、場所、委員、議題)(1枚目表側(表紙))
- ② 内部通報案件について懲戒審査委員会が作成した審議資料(処分案)「特定部署の内部通報案件について(案)」(2枚目表側から7枚目表側)
- ③ 研究所のコンプライアンス推進本部が内部通報案件についての調査結果を取りまとめた報告書(特定部署等における事業の調査報告)(8枚目表側から17枚目表側)
- ④ 懲戒審査委員会の審議結果を関係職員に通知する文書(18枚目から26枚目)
- ⑤ 懲戒処分等の区分を記載した文書(27枚目から28枚目)

(イ)①及び⑤の不開示部分については、異議申立てから除外されている。

(ウ)②及び④の不開示部分には、内部通報案件について懲戒審査委員会が認定した事実、処分を検討した各職員の氏名、処分を検討するに当たって考慮した事項、処分案等が記載されている。これらの情報は、懲戒審査委員会が処分を検討した各職員に係る個人識別情報であり、異議申立人には知らせていない情報であるから、法14条2号の不開示情報に該当する。また、②及び④の不開示部分には、懲戒審査委員会が内部的に調査、検討した具体的内容が記載されているから、これらを開示することとなると、懲戒審査委員会の委員が処分に不満を持つ者から苦情、いわれのない非難等を受けることを懸念して率直な意見の表明を差し控え、また、処分を回避したい関係者からの事情聴取も困難となるなどして、今後懲戒審査委員会において処分を審議する際に適正な評価、判断ができなくなるおそれがあることから、研究所の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、法14条5号へに該当する。

なお、原処分では、内部通報案件の関係職員のうち特定職員A、特定職員B、特定職員C以外の職員に係る情報については、法12条1項の開示請求者を本人とする保有個人情報には該当しないとして不開示とした。しかしながら、特定職員A、特定職員B、特定職

員C以外の職員についても、開示請求者の内部通報に基づき処分が検討されたことからすると、特定職員A、特定職員B、特定職員C以外の職員に係る情報についても開示請求者を本人とする保有個人情報に該当するものと考えられるので、不開示理由を上記のとおり、法14条2号及び5号へに改めることとする。

ただし、2枚目表側（1頁）13行目2文字目から17行目末尾まで、18行目2文字目から21行目末尾までは、下記エのとおり異議申立人が既に知っている③と同様の情報であるから、開示することとする。

(エ) ③の不開示部分のうち、8枚目表側（1頁）28行目末尾から29行目1文字目まで、8枚目裏側（2頁）2行目4文字目から5行目末尾まで、6行目5文字目から22文字目まで、8行目24文字目から9行目19文字目まで、10行目4文字目から14行目末尾までは、異議申立てから除外されている。その余の不開示部分について、原処分では、法14条2号、5号柱書き及びへに該当するとして不開示としたが、③の報告書については、異議申立人からの別件情報公開請求に対して一部開示決定済みであることから、本件開示請求に対し、以下の部分を除いた部分を開示することとする。

（不開示維持部分）

9枚目表側（3頁）5行目4文字目から最終行末尾まで

上記不開示維持部分には、コンプライアンス推進本部における内部通報に対する調査、報告の具体的方法等が記載されており、これを開示すると、今後同本部の内部通報に対する調査、報告等が困難となり、研究所における内部通報等の処理に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法14条5号柱書きに該当する。

#### イ 文書3

(ア) 文書3は、第52回懲戒審査委員会（第2回会合）の資料であり、以下の文書で構成されている。

① 表紙（開催日時、場所、委員、議題）（1枚目（表紙））

② 第1回会合の結論と第2回会合の論点を取りまとめた審議資料（2枚目表側から7枚目裏側）

③ 参考資料（8枚目表側から9枚目表側）

④ 開示請求者が証拠として提出した録音記録（9枚目裏側から20枚目表側）

(イ) ④は、全部開示されている。また、①の不開示部分については、異議申立てから除外されている。

(ウ) ②の不開示部分には、内部通報案件について懲戒審査委員会が認定した事実、処分を検討した各職員の氏名、処分を検討するに当た

って考慮した事項，処分案等が記載されている。また，③の不開示部分には，過去の処分事案と今回の事案とを比較検討した内容が記載されている。これらの情報については，上記（２）ア（ウ）と同様の理由により，原処分で法１２条１号の自己を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とした職員に係る情報を含め，法１４条２号及び５号へに該当する。

#### ウ 文書５

（ア）文書５は，第５２回懲戒審査委員会（第３回会合）の資料であり，以下の文書で構成されている。

- ① 表紙（開催日時，場所，委員，議題）（１枚目（表紙））
- ② 内部通報案件の関係者の処分についての審議資料（２枚目表側）
- ③ 処分対象者に対する弁明機会の通知書（３枚目表側から７枚目裏側）
- ④ 今後の懲戒手続について記載した文書（８枚目）

（イ）①の不開示部分の一部及び④の不開示部分については，異議申立てから除外されている。

（ウ）①のその余の不開示部分及び②の不開示部分には，懲戒審査委員会の議事内容，処分を検討した各職員の氏名，処分を検討するに当たって考慮した事項，処分案等が記載されている。これらの情報については，上記（２）ア（ウ）と同様の理由により，原処分で法１２条１号の自己を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とした職員に係る情報を含め，法１４条２号及び５号へに該当する。

（エ）③の不開示部分は，処分対象者に対する弁明機会の通知書であり，処分対象者の氏名，懲戒審査委員会が認定した事実，処分理由等が記載されている。これらの情報についても，上記（２）ア（ウ）と同様の理由により，原処分で法１２条１号の自己を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とした職員に係る情報を含め，法１４条２号及び５号へに該当する。

#### エ 文書７

（ア）文書７は，第５２回懲戒審査委員会（第４回会合）の資料であり，以下の文書で構成されている。

- ① 表紙（開催日時，場所，委員，議題）（１枚目（表紙））
- ② 関係者の処分に関する補足説明資料（２枚目表側から２枚目裏側）
- ③ 開示請求者が証拠として提出した録音記録（３枚目表側から１３枚目）



④ 処分対象者に対する弁明機会の通知書の修正文（14枚目表側から17枚目）

⑤ 処分の公表案（18枚目）

(イ) ③は、全部開示されている。①の不開示部分の一部については、異議申立てから除外されている。

(ウ) ①のその余の不開示部分及び②の不開示部分には、懲戒審査委員会の議事内容、処分を検討した職員の氏名、調査結果、処分案等が記載されている。これらの情報については、上記(2)ア(ウ)と同様の理由により、法14条2号及び5号へに該当する。

(エ) ④の不開示部分は、処分対象者に対する弁明機会の通知書の修正文であり、処分対象者の氏名、懲戒審査委員会が認定した事実、処分理由等が記載されている。これらの情報について、原処分で法12条1号の自己を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示としたが、上記(2)ア(ウ)と同様の理由により、法14条2号及び5号へに該当する。

(オ) ⑤の不開示部分には、処分案の具体的内容が記載されており、これを開示することとなると、懲戒審査委員会の委員が処分に不満を持つ者から苦情、いわれのない非難等を受けることを懸念して率直な意見の表明を差し控え、また、処分を回避したい関係者からの事情聴取も困難となるなどして、今後懲戒審査委員会において処分を審議する際に適正な評価、判断ができなくなるおそれがあることから、研究所の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、法14条5号へに該当する。

#### オ 文書9

(ア) 文書9は、懲戒処分想定問答である。

(イ) 文書9の不開示部分には、懲戒処分事案の内容を含め、懲戒審査委員会の判断の理由が具体的に記載されているから、これを開示することとなると、懲戒審査委員会の委員が処分に不満を持つ者から苦情、いわれのない非難等を受けることを懸念して率直な意見の表明を差し控え、また、処分を回避したい関係者からの事情聴取も困難となるなどして、今後懲戒審査委員会において処分を審議する際に適正な評価、判断ができなくなるおそれがあることから、研究所の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、法14条5号へに該当する。

#### カ 文書10

(ア) 文書10は、懲戒処分等の起案文書一式であり、以下の文書で構成されている。

① 懲戒処分等の起案文書（1枚目から11枚目）

- ② 懲戒審査委員会が作成した関係者の処分案（12枚目）
- ③ 研究所のコンプライアンス推進本部が内部通報案件についての調査結果を取りまとめた報告書（特定部署等における事業の調査報告）（13枚目から22枚目）

④ 懲戒処分等の区分を記載した文書（23枚目）

(イ) ①の不開示部分は、異議申立てから除外されている。

(ウ) ②の不開示部分には、懲戒審査委員会が処分を検討した各職員の氏名、処分を検討するに当たって考慮した事項、処分案等が記載されている。これらの情報については、上記(2)ア(ウ)と同様の理由により、原処分で法12条1号の自己を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とした職員に係る情報を含め、法14条2号及び5号へに該当する。

(エ) ③の不開示部分のうち、13枚目表側(1頁)28行目末尾から29行目1文字目までは、異議申立てから除外されている。③は、上記(2)記載の文書1③と同一の文書であるから、上記(2)ア(エ)と同様の理由により、以下の部分を除いた部分を開示することとする。

(不開示維持部分)

- ・ 13枚目裏側(2頁)2行目4文字目から5行目末尾まで、6行目5文字目から22文字目まで、8行目24文字目から9行目19文字目まで

上記不開示部分には、コンプライアンス推進本部職員等の氏名等が記載されており、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、法14条2号に該当する。

- ・ 13枚目裏側(2頁)10行目4文字目から14行目末尾まで、14枚目表側(3頁)5行目4文字目から最終行末尾まで

上記不開示維持部分には、コンプライアンス推進本部における内部通報に対する調査、報告の具体的方法等が記載されており、これを開示すると、今後同本部の内部通報に対する調査、報告等が困難となり、研究所における内部通報等の処理に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法14条5号柱書きに該当する。

キ 文書2, 文書4, 文書6及び文書8

(ア) 文書2, 文書4, 文書6及び文書8は、第52回懲戒審査委員会の第1回ないし第4回会合の議事概要である。

(イ) 文書2, 文書4, 文書6及び文書8の各出席者欄の不開示部分については、異議申立てから除外されている。

(ウ) その余の不開示部分には、懲戒審査委員会の委員が処分の要否、

量定について議論した発言内容等が具体的に記載されており、これらを開示することとなると、懲戒審査委員会の委員が処分に不満を持つ者から苦情、いわれのない非難等を受けることを懸念して率直な意見の表明を差し控え、また、処分を回避したい関係者からの事情聴取も困難となるなどして、今後懲戒審査委員会において処分を審議する際に適正な評価、判断ができなくなるおそれがあることから、研究所の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、法14条5号へに該当する。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年8月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月7日 審議
- ④ 同月17日 異議申立人から意見書1を收受
- ⑤ 平成29年12月15日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、  
本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 平成30年2月5日 審議
- ⑦ 同年3月5日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑧ 同月12日 審議
- ⑨ 同月19日 異議申立人から意見書2を收受
- ⑩ 同年4月23日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件異議申立てについて

本件開示請求は、別紙の1に掲げる本件請求保有個人情報の開示を求めらるものである。

処分庁は、本件請求保有個人情報のうち請求1及び請求3に係る部分について、法17条によりその存否を明らかにしないで開示請求を拒否し、請求2に係る部分について、別紙の2に掲げる文書1ないし文書11に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定し、その一部を法14条2号、3号イ、4号、5号柱書き及びへに該当する、又は異議申立人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とする決定（原処分）を行った。

異議申立人は、存否応答拒否の理由はなく、不開示部分は、一部を除き開示すべきであるとして原処分の取消しを求めている。

これに対し、諮問庁は、請求1及び請求3に係る部分について存否応答拒否とした原処分を変更し、本件請求保有個人情報全部の対象として本件対象保有個人情報を特定し、原処分で不開示とされた部分のうち異議申立人が開示すべきとする部分の一部は開示することとするが、その余の部分

(以下「本件不開示維持部分」という。)はなお不開示を維持すべきであるとしている。

そこで、以下、本件対象保有個人情報の見分結果に基づき、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討することとする。

## 2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

### (1) 本件不開示維持部分について

当審査会において、本件対象保有個人情報が記録された文書1ないし文書11を見分したところ、文書1、文書3、文書5及び文書7は第52回懲戒審査委員会の資料、文書2、文書4、文書6及び文書8は第52回懲戒審査委員会の議事概要、文書9は懲戒処分想定問答、文書10は懲戒処分及び人事措置についての起案文書、文書11は公式ホームページで公表した文書であり、文書11は、原処分で全部開示されたことが認められる。

文書1ないし文書10に含まれる文書の内訳、原処分で不開示とされた部分のうち異議申立人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている本件不開示維持部分は、別紙の3に掲げる表に記載したとおりである。

### (2) 不開示情報該当性について

#### ア 文書1について

(ア) 文書1は、第52回懲戒審査委員会の資料であり、不開示維持部分は、②内部通報案件について懲戒審査委員会が作成した審議資料(処分案)、③研究所のコンプライアンス推進本部が内部通報案件について調査結果を取りまとめた報告書及び④懲戒審査委員会の審議結果を関係職員に通知する文書の各一部である。

(イ) 諮問庁は、理由説明書及び補充理由説明書において、文書1の不開示理由について、以下のとおり説明する。

②及び④の不開示維持部分には、内部通報案件について懲戒審査委員会が認定した事実、処分を検討した各職員の氏名、処分を検討するに当たって考慮した事項、処分案等が記載されている。これらの情報は、懲戒審査委員会が処分を検討した各職員に係る個人識別情報であり、異議申立人には知らせていない情報であるから、法14条2号の不開示情報に該当する。また、②及び④の不開示維持部分には、懲戒審査委員会が内部的に調査、検討した具体的内容が記載されており、これらを開示することとなると、懲戒審査委員会の委員が処分に不満を持つ者から苦情、いわれのない非難等を受けることを懸念して率直な意見の表明を差し控え、また、処分を回避したい関係者からの事情聴取も困難となるなどして、今後懲戒審査委員会において処分を審議する際に適正な評価、判断ができなくなる

おそれがあり、研究所の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、同条5号へに該当する。

③の不開示維持部分には、コンプライアンス推進本部における内部通報に対する調査、報告の具体的方法等が記載されており、これを開示すると、今後同本部の内部通報に対する調査、報告等が困難となり、研究所における内部通報等の処理に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法14条5号柱書きに該当する。

(ウ) 以下、検討する。

②及び④の不開示維持部分には、内部通報案件について懲戒審査委員会が認定した事実、処分を検討するに当たって考慮した事項、処分案等の具体的内容が記載されているから、これらを開示すると今後懲戒審査委員会において処分を審議する際に適正な評価、判断ができなくなるおそれがあり、研究所の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある旨の上記諮問庁の説明は否定し難い。

また、③の不開示維持部分には、コンプライアンス推進本部における内部通報に対する調査、報告の具体的方法等が記載されているから、これを開示すると研究所における内部通報等の処理に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記諮問庁の説明も否定し難い。

ただし、②の不開示維持部分のうち就業規則については、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁のウェブサイトで公開されていることが認められ、これを明らかにしたとしても、研究所の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、また、懲戒審査委員会が処分を検討した各職員に係る個人識別情報とも認められない。

したがって、文書1の不開示維持部分のうち就業規則を除いた部分は、法14条5号柱書き及びへに該当するので、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であるが、就業規則については、同条2号及び5号へのいずれにも該当しないことから開示すべきである。

イ 文書3について

(ア) 文書3は、第52回懲戒審査委員会(第2回会合)の資料であり、不開示維持部分は、②第1回会合の結論と第2回会合の論点を取りまとめた審議資料及び③参考資料の各一部である。

(イ) 諮問庁は、理由説明書及び補充理由説明書において、文書3の不開示理由について、以下のとおり説明する。

②の不開示維持部分には、内部通報案件について懲戒審査委員会

が認定した事実，処分を検討した各職員の氏名，処分を検討するに当たって考慮した事項，処分案等が記載され，また，③の不開示維持部分には，過去の処分事案と今回の事案とを比較検討した内容が記載されており，これらの情報は，上記ア（イ）と同様の理由により，法14条2号及び5号へに該当する。

（ウ）以下，検討する。

②及び③の不開示維持部分には，内部通報案件について懲戒審査委員会が認定した事実，処分案，過去の処分事案と今回の事案との比較等の具体的内容が記載されているから，法14条5号へに該当する旨の上記諮問庁の説明は否定し難い。

ただし，③のうち就業規則については，上記ア（ウ）のとおり，法14条2号及び5号へに該当しない。

したがって，文書3の不開示維持部分のうち就業規則を除いた部分は，法14条5号へに該当するので，同条2号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当であるが，就業規則については，同条2号及び5号へにも該当しないことから，開示すべきである。

ウ 文書5について

（ア）文書5は，第52回懲戒審査委員会（第3回会合）の資料であり，不開示維持部分は，①表紙，②内部通報案件の関係者の処分についての審議資料及び③処分対象者に対する弁明機会の通知書の各一部である。

（イ）諮問庁は，補充理由説明書において，文書5の不開示理由について，以下のとおり説明する。

①及び②の不開示維持部分には，懲戒審査委員会の議事内容，処分を検討した各職員の氏名，処分を検討するに当たって考慮した事項，処分案等が記載され，また，③の不開示維持部分には，処分対象者の氏名，懲戒審査委員会が認定した事実，処分理由等が記載されており，これらの情報は，上記ア（イ）と同様の理由により，法14条2号及び5号へに該当する。

（ウ）以下，検討する。

①，②及び③の不開示維持部分には，懲戒審査委員会の議事内容，懲戒審査委員会が認定した事実，処分案，処分理由等の具体的内容が記載されているから，法14条5号へに該当する旨の上記諮問庁の説明は否定し難い。

したがって，文書5の不開示維持部分は，法14条5号へに該当するので，同条2号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

## エ 文書7について

(ア) 文書7は、第52回懲戒審査委員会(第4回会合)の資料であり、不開示維持部分は、①表紙、②関係者の処分に関する補足説明資料、④処分対象者に対する弁明機会の通知書の修正文及び⑤処分の公表案の各一部である。

(イ) 諮問庁は、補充理由説明書において、文書7の不開示理由について、以下のとおり説明する。

①及び②の不開示維持部分には、懲戒審査委員会の議事内容、処分を検討した職員の氏名、調査結果、処分案等が記載され、④の不開示維持部分には、処分対象者の氏名、懲戒審査委員会が認定した事実、処分理由等が記載されており、これらの情報は、上記ア(イ)と同様の理由により、法14条2号及び5号へに該当する。

また、⑤の不開示維持部分には、処分案の具体的内容が記載されており、上記ア(イ)と同様の理由により、法14条5号へに該当する。

(ウ) 以下、検討する。

①、②、④及び⑤の不開示維持部分には、懲戒審査委員会の議事内容、懲戒審査委員会が認定した事実、処分案、処分理由等の具体的内容が記載されているから、法14条5号へに該当する旨の上記諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、文書7の不開示維持部分は、法14条5号へに該当するので、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

## オ 文書2、文書4、文書6及び文書8について

(ア) 文書2、文書4、文書6及び文書8は、第52回懲戒審査委員会の第1回ないし第4回会合の議事概要であり、不開示維持部分は議事内容に係る部分である。

(イ) 諮問庁は、補充理由説明書において、文書2、文書4、文書6及び文書8の不開示理由について、以下のとおり説明する。

文書2、文書4、文書6及び文書8の不開示維持部分には、懲戒審査委員会の委員が処分の要否、量定について議論した発言内容等が具体的に記載されており、これらを開示することとなると、懲戒審査委員会の委員が処分に不満を持つ者から苦情、いわれのない非難等を受けることを懸念して率直な意見の表明を差し控え、また、処分を回避したい関係者からの事情聴取も困難となるなどして、今後懲戒審査委員会において処分を審議する際に適正な評価、判断ができなくなるおそれがあり、研究所の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、法14条

5号へに該当する。

(ウ) 以下，検討する。

文書2，文書4，文書6及び文書8の不開示維持部分には，懲戒審査委員会委員の処分の要否，量定等に関する議論の具体的内容が記載されているから，これらを開示すると，今後懲戒審査委員会において処分を審議する際に適正な評価，判断ができなくなるおそれがあり，研究所の人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある旨の上記諮問庁の説明は否定し難い。

したがって，文書2，文書4，文書6及び文書8の不開示維持部分は，法14条5号へに該当し，不開示とすることが妥当である。

カ 文書9について

(ア) 文書9は，懲戒処分想定問答であり，不開示維持部分は，表題を除く全てである。

(イ) 諮問庁は，補充理由説明書において，文書9の不開示理由について，以下のとおり説明する。

文書9の不開示維持部分には，懲戒処分事案の内容を含め，懲戒審査委員会の判断の理由が具体的に記載されているから，これを開示することとなると，上記オ(イ)と同様の理由により，今後懲戒審査委員会において処分を審議する際に適正な評価，判断ができなくなるおそれがあり研究所の人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり，法14条5号へに該当する。

(ウ) 文書9の不開示維持部分には，懲戒処分事案の内容，処分の理由等が具体的に記載されているから，上記諮問庁の説明は否定し難い。

したがって，文書9の不開示維持部分は，法14条5号へに該当し，不開示とすることが妥当である。

キ 文書10について

(ア) 文書10は，懲戒処分及び人事措置についての起案文書であり，不開示維持部分は，②懲戒審査委員会が作成した関係者の処分案，③研究所のコンプライアンス推進本部が内部通報案件について調査結果を取りまとめた報告書及び④懲戒処分等の区分を記載した文書の各一部である。

(イ) 諮問庁は，理由説明書及び補充理由説明書において，文書10の不開示理由について，以下のとおり説明する。

②の不開示維持部分には，懲戒審査委員会が処分を検討した各職員の氏名，処分を検討するに当たって考慮した事項，処分案等が記載されており，これらの情報は，上記ア(イ)と同様の理由により，



法14条2号及び5号へに該当する。

③の不開示維持部分のうち13枚目裏側(2頁)2行目4文字目から5行目末尾まで、6行目5文字目から22文字目まで、8行目24文字目から9行目19文字目までには、コンプライアンス推進本部で調査を実施した職員等の氏名等が記載されており、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、法14条2号に該当する。その余の部分には、コンプライアンス推進本部における内部通報に対する調査、報告の具体的方法等が記載されており、これを開示すると、今後同本部の内部通報に対する調査、報告等が困難となり、研究所における内部通報等の処理に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、同条5号柱書きに該当する。

④の不開示維持部分は、懲戒処分等の処分形態及び処分の効果等を記載した一覧表であり、本件の内部通報に基づく懲戒処分等だけに係る特定の個人に関する情報ではなく、全ての懲戒処分に係る情報であって、特定の個人を識別することができるものではないことから、異議申立人を本人とする保有個人情報ではない。

(ウ) 以下、検討する。

②の不開示維持部分には、懲戒審査委員会の処分案、処分理由等の具体的内容が記載されているから、法14条5号へに該当する旨の上記諮問庁の説明は否定し難い。

③のうち諮問庁が法14条2号に該当するとする部分は、コンプライアンス推進本部の調査チーム職員及び関係者の氏名等であり、同号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。また、当該部分について、同号ただし書きないしハに該当する事情は認められず、個人識別部分であることから法15条2項による部分開示の余地もない。

次に、③のその余の不開示維持部分は、コンプライアンス推進本部における内部通報に対する調査、報告の具体的方法等が記載されているから、これを開示すると研究所における内部通報等の処理に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記諮問庁の説明は否定し難い。

一方、④の不開示維持部分については、諮問庁は、異議申立人を本人とする保有個人情報に該当しない旨説明するが、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、当該不開示維持部分は、②の処分を検討するに当たって参考としたものであり、②と一体を成すものであって、異議申立人を本人とする保有個人情報に該当す

ると考えられるが、これを開示すると、個々の非違行為の評価及び量定の判断基準が容易に推測されることになるなど、②の不開示維持部分と同様に、研究所の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条5号へに該当する旨説明しており、この説明は否定し難い。

以上のことから、文書10の②ないし④の不開示維持部分は、法14条2号並びに5号柱書き及びへに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

本件請求保有個人情報の開示請求に対し、請求1及び請求3に係る部分につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否し、請求2に係る部分につき、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条2号、3号イ、4号並びに5号柱書き及びへに該当する、又は異議申立人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とした決定について、諮問庁が、本件請求保有個人情報全てにつき本件対象保有個人情報を特定し、同条2号並びに5号柱書き及びへに該当する、又は異議申立人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とされた部分のうち異議申立人が開示すべきとする部分の一部をなお不開示とすべきとしていることについては、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別紙の4に掲げる部分を除く部分は、同条2号並びに5号柱書き及びへに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の4に掲げる部分は、同条2号及び5号へのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

## 別紙

### 1 本件請求保有個人情報

特定部署当時に私が内部通報した特定職員 B 及び特定職員 C の不正行為について、調査に当たった特定職員 A は、特定職員 B 及び特定職員 C の話と食い違っている私が間違っており、また和を乱したことは処分の対象と非難した。また、平成 26 年 5 月にコンプライアンス本部も不正やパワハラはなく、ある意味私の言いがかりという趣旨の説明をした。その一方で、特定職員 A、特定職員 B 及び特定職員 C の 3 名に対する懲戒委員会が開かれ、また、内部通報に関わる委託事業費の国庫返納が行われた。また、同年 10 月には特定職員 B 及び特定職員 C の不適切事例の再発防止を目的に調達・研究のルールが大幅に改定されていることに鑑み、内部通報は適切で、私に何らの非のないことは明らかである。にもかかわらず、私に非があるとしたことについての訂正や謝罪はない。そこで、内部通報の調査の過程及びその後の懲戒委員会等において、特定職員 A、特定職員 B 及び特定職員 C の 3 名が私の指摘に対してどのように反論し（以下「請求 1」という。）、それについてどのような議論・判断がなされたのか（以下「請求 2」という。）、また、調達・研究ルール改訂の過程において、私の指摘事例や特定職員 B 及び特定職員 C の主張がいつどこでどのように取り上げられ、どのような判断がなされたのか（以下「請求 3」という。）等を示す議事録及び委員会資料

### 2 本件対象保有個人情報が記録された文書

- 文書 1 第 5 2 回懲戒審査委員会資料（平成 26 年 4 月 8 日）
- 文書 2 第 5 2 回懲戒審査委員会第 1 回会合議事概要
- 文書 3 第 5 2 回懲戒審査委員会（第 2 回会合）資料（平成 26 年 4 月 21 日）
- 文書 4 第 5 2 回懲戒審査委員会第 2 回会合議事概要
- 文書 5 第 5 2 回懲戒審査委員会（第 3 回会合）資料（平成 26 年 5 月 1 日）
- 文書 6 第 5 2 回懲戒審査委員会第 3 回会合議事概要
- 文書 7 第 5 2 回懲戒審査委員会（第 4 回会合）資料（平成 26 年 5 月 12 日）
- 文書 8 第 5 2 回懲戒審査委員会第 4 回会合議事概要
- 文書 9 懲戒処分想定問答
- 文書 10 起案文書（懲戒処分及び人事措置について）
- 文書 11 公式ホームページで公表した文書（職員の懲戒処分について）

### 3 本件不開示維持部分

本件対象保有個人情報	不開示維持部分
文書1 第52回懲戒審査委員会資料（平成26年4月8日）	
① 表紙（開催日時，場所，委員，議題）（1枚目表側）	なし
② 内部通報案件について懲戒審査委員会が作成した審議資料（処分案）「特定部署の内部通報案件について（案）」（2枚目表側から7枚目表側）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2枚目表側（1頁）32行目11文字目から末尾まで</li> <li>・ 2枚目裏側（2頁）1行目1文字目から11行目末尾まで</li> <li>・ 3枚目裏側（4頁）3行目2文字目から12行目末尾まで，13行目2文字目から23行目末尾まで，25行目2文字目から最終行末尾まで</li> <li>・ 4枚目表側（5頁）1行目2文字目から11行目末尾まで，14行目1文字目から15行目37文字目まで，17行目31文字目から32文字目まで，26行目18文字目から30行目末尾まで，最終行28文字目及び32文字目から33文字目まで</li> <li>・ 4枚目裏側（6頁）1行目2文字目から最終行末尾まで</li> <li>・ 5枚目表側（7頁）2行目1文字目から16行目末尾まで，17行目1文字目から5枚目裏側（8頁）10行目末尾まで</li> <li>・ 5枚目裏側（8頁）11行目7文字目から8文字目まで，13行目18文字目から16行目末尾まで</li> <li>・ 5枚目裏側（8頁）17行目1文字目から6枚目裏側（10頁）最終行末尾まで</li> <li>・ 7枚目表側（11頁）1行目2文字目から最終行末尾まで（就業規則）</li> </ul>
③ 研究所のコンプライアンス推進本部が内部通報案件についての調査結果を取りまとめた報告書（特定部署等における事業の調査報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9枚目表側（3頁）5行目4文字目から最終行末尾まで</li> </ul>

告) (8枚目表側から17枚目表側)	
④ 懲戒審査委員会の審議結果を関係職員に通知する文書(18枚目から26枚目)	・18枚目1行目1文字目から26枚目最終行末尾まで
⑤ 懲戒処分等の区分を記載した文書(27枚目から28枚目)	なし
文書2 第52回懲戒審査委員会第1回会合議事要旨	
(1枚目表側から2枚目表側)	・1枚目表側7行目1文字目から2枚目表側最終行末尾まで
文書3 第52回懲戒審査委員会(第2回会合)資料(平成26年4月21日)	
① 表紙(開催日時, 場所, 委員, 議題)(1枚目表紙)	なし
② 第1回会合の結論と第2回会合の論点を取りまとめた審議資料(2枚目表側から7枚目裏側)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2枚目表側(1頁)5行目1文字目から21行目末尾まで, 23行目1文字目から最終行末尾まで</li> <li>・2枚目裏側(2頁)2行目1文字目から17行目末尾まで, 19行目1文字目から最終行末尾まで</li> <li>・3枚目表側(3頁)3行目1文字目から3枚目裏側(4頁)最終行末尾まで</li> <li>・4枚目表側(5頁)3行目1文字目から4枚目裏側(6頁)最終行末尾まで</li> <li>・5枚目表側(7頁)1行目10文字目から28文字目まで, 表の2段目から最終段までの「懲戒処分をサポートする事由」欄及び「懲戒処分を不相当とする事由」欄の表内全体</li> <li>・5枚目裏側(8頁)1行目1文字目から7枚目裏側(12頁)最終行末尾まで</li> </ul>
③ 参考資料(8枚目表側から9枚目表側)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8枚目表側2行目1文字目から9枚目表側13行目まで</li> <li>・9枚目表側14行目1文字目から30行</li> </ul>

	目末尾まで（就業規則） ・ 9 枚目表側 3 1 行目 1 文字目から最終行末尾まで
④ 開示請求者が証拠として提出した録音記録（9 枚目裏側から 2 0 枚目表側）	なし
文書 4 第 5 2 回懲戒審査委員会第 2 回会合議事要旨	
（1 頁から 1 0 頁）	・ 1 頁 7 行目 1 文字目から 5 頁 8 行目末尾まで ・ 5 頁 1 0 行目 1 文字目から 1 0 頁最終行末尾まで
文書 5 第 5 2 回懲戒審査委員会（第 3 回会合）資料（平成 2 6 年 5 月 1 日）	
① 表紙（開催日時，場所，委員，議題）（1 枚目表紙）	・ 1 4 行目 4 文字目から末尾まで ・ 1 5 行目 4 文字目から末尾まで ・ 1 6 行目 4 文字目から末尾まで
② 内部通報案件の関係者の処分についての審議資料（2 枚目表側）	・ 4 行目 1 文字目から 1 1 行目末尾まで ・ 1 2 行目 2 3 文字目 ・ 1 3 行目 1 文字目から最終行末尾まで
③ 処分対象者に対する弁明機会の通知書（3 枚目表側から 7 枚目裏側）	・ 3 枚目表側 1 行目 1 文字目から 7 枚目裏側最終行末尾まで
④ 今後の懲戒手続について記載した文書（8 枚目）	なし
文書 6 第 5 2 回懲戒審査委員会第 3 回会合議事要旨	
（1 枚目表側から 2 枚目裏側）	・ 1 枚目表側 6 行目 1 文字目から 8 行目末尾まで，1 0 行目 1 文字目から 1 2 行目末尾まで ・ 1 枚目表側 1 7 行目 1 文字目から 2 枚目裏側最終行末尾まで
文書 7 第 5 2 回懲戒審査委員会（第 4 回会合）資料（平成 2 6 年 5 月 1 2 日）	
① 表紙（開催日時，場所，委員，議題）（1 枚目表紙）	・ 1 4 行目 4 文字目から末尾まで ・ 1 5 行目 4 文字目から末尾まで ・ 1 6 行目 4 文字目から末尾まで
② 関係者の処分に関する補足説明資料（2 枚目表側か	・ 2 枚目裏側 9 行目 1 文字目から最終行末尾まで

ら 2 枚目裏側)	
③ 開示請求者が証拠として提出した録音記録 (3 枚目表側から 1 3 枚目)	なし
④ 処分対象者に対する弁明機会の通知書の修正文 (1 4 枚目表側から 1 7 枚目)	・ 1 4 枚目表側 1 行目 1 文字目から 1 7 枚目最終行末尾まで
⑤ 処分の公表案 (1 8 枚目)	・ 3 行目 6 文字目から末尾まで ・ 5 行目 1 文字目から 7 行目末尾まで
文書 8 第 5 2 回懲戒審査委員会第 4 回会合議事要旨	
(1 枚目表側から 3 枚目裏側)	・ 1 枚目表側 8 行目 1 文字目から 3 枚目裏側最終行末尾まで
文書 9 懲戒処分想定問答	
(1 枚目表側から 1 枚目裏側)	・ 1 枚目表側 2 行目 1 文字目から 1 枚目裏側最終行末尾まで
文書 1 0 起案文書 (懲戒処分及び人事措置について)	
① 懲戒処分等の起案文書 (1 枚目から 1 1 枚目)	なし
② 懲戒審査委員会が作成した関係者の処分案 (1 2 枚目)	・ 4 行目 1 文字目から 1 1 行目末尾まで ・ 1 2 行目 2 3 文字目 ・ 1 3 行目 1 文字目から最終行末尾まで
③ 研究所のコンプライアンス推進本部が内部通報案件についての調査結果を取りまとめた報告書 (特定部署報等における事業の調査報告) (1 3 枚目から 2 2 枚目)	・ 1 3 枚目裏側 (2 頁) 2 行目 4 文字目から 5 行目末尾まで, 6 行目 5 文字目から 2 2 文字目まで, 8 行目 2 4 文字目から 9 行目 1 9 文字目まで ・ 1 3 枚目裏側 (2 頁) 1 0 行目 4 文字目から 1 4 行目末尾の文字まで ・ 1 4 枚目表側 (3 頁) 5 行目 4 文字目から最終行末尾まで
④ 懲戒処分等の区分を記載した文書 (2 3 枚目)	・ 2 3 枚目の表

#### 4 開示すべき部分

- (1) 文書 1 の 7 枚目表側 (1 1 頁) 1 行目 2 文字目から最終行末尾まで (就業規則)
- (2) 文書 3 の 9 枚目表側 1 4 行目 1 文字目から 3 0 行目末尾まで (就業規則)